

山形県過疎地域持続的発展方針

(令和3年度~令和7年度)

令和3年8月

山 形 県

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1 基本的な事項 | 1 |
| 1 過疎地域の現状と問題点 | 1 |
| (1) 過疎地域の概況 | 1 |
| ① 人口の動向 | 2 |
| ② 財政 | 4 |
| (2) 各分野における現状と課題 | 5 |
| ① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 5 |
| ② 産業 | 6 |
| ③ 情報通信基盤・地域情報化 | 8 |
| ④ 交通体系 | 8 |
| ⑤ 生活環境 | 9 |
| ⑥ 保健・医療・福祉 | 10 |
| ⑦ 教育・文化 | 10 |
| ⑧ 集落機能 | 11 |
| ⑨ 再生可能エネルギー | 11 |
| ⑩ 県内地域別にみた現状と問題点 | 11 |
| 2 過疎地域持続的発展の基本的な方向 | 15 |
| (1) 新たな人の流れの創出と移住・定住の促進 | 15 |
| (2) 住民主体の地域づくりと担い手の育成・確保 | 15 |
| (3) デジタル技術の活用 | 16 |
| (4) 住民が安心できる生活環境の確保 | 16 |
| (5) 市町村の行財政基盤の強化と県による広域的支援 | 17 |
| (6) 県内地域別にみた持続的発展の基本的な方向 | 17 |
| 3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連 | 19 |
| 第2 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策 | 20 |
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 20 |
| (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針 | 20 |
| (2) 移住及び定住の促進 | 20 |
| (3) 地域間交流の促進 | 20 |
| (4) 地域社会の担い手となる人材の育成・確保 | 20 |
| 2 産業の振興 | 22 |
| (1) 産業振興の方針 | 22 |
| (2) 農林水産業の振興 | 22 |

| | |
|------------------------------------|----|
| (3) 地場産業の振興 | 24 |
| (4) 商業の振興 | 25 |
| (5) 情報通信産業の振興 | 25 |
| (6) 企業の誘致対策 | 25 |
| (7) 起業の促進 | 25 |
| (8) 観光の振興 | 26 |
| 3 地域における情報化 | 27 |
| (1) 地域における情報化の方針 | 27 |
| (2) 電気通信施設の整備 | 27 |
| (3) デジタル技術の活用 | 27 |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | 28 |
| (1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針 | 28 |
| (2) 国県道及び市町村道の整備 | 28 |
| (3) 農道、林道及び漁港関連道の整備 | 28 |
| (4) 地域交通の確保 | 29 |
| 5 生活環境の整備 | 30 |
| (1) 生活環境の整備の方針 | 30 |
| (2) 水道、生活排水処理施設の整備 | 30 |
| (3) 消防・救急施設の整備と地域防災力、自然災害対策の強化 | 30 |
| (4) 克雪、利雪及び親雪等、総合的な雪対策の推進 | 31 |
| (5) 美しい景観の形成 | 31 |
| (6) 空き家対策の推進 | 31 |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 32 |
| (1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 | 32 |
| (2) 児童等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 | 32 |
| (3) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 | 33 |
| (4) 地域福祉活動の推進を図るための対策 | 34 |
| 7 医療の確保 | 35 |
| (1) 医療の確保の方針 | 35 |
| (2) 無医地区等対策 | 35 |
| (3) 特定診療科に係る医療確保対策 | 35 |
| 8 教育の振興 | 36 |
| (1) 教育の振興の方針 | 36 |
| (2) 公立小中学校等の統合整備等教育施設の整備 | 36 |
| (3) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備 | 37 |
| 9 集落の整備 | 38 |

| | |
|---------------------------|----|
| (1)集落整備の方針 | 38 |
| (2)集落の再編整備 | 38 |
| 10 地域文化の振興等 | 39 |
| (1)地域文化の振興等の方針 | 39 |
| (2)地域文化を活用した社会づくり | 39 |
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | 41 |
| (1)再生可能エネルギーの利用推進の方針 | 41 |
| (2)大規模事業の県内展開促進 | 41 |
| (3)再生可能エネルギーの地産地消 | 41 |
| (4)地域資源活用による経済循環及び地域課題の解決 | 41 |

この山形県過疎地域持続的発展方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第7条の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5か年間における県の過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項等について定めるとともに、市町村や県が過疎地域の持続的発展に関する計画を定める際の指針として策定するものである。

第1 基本的な事項

1 過疎地域の現状と問題点

(1) 過疎地域の概況

本県では、35市町村のうち21市町村（過疎法第3条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域を有する1市及び法第42条の規定により過疎地域とみなされる1市を含む。）が過疎地域となっており、過疎地域が県全体に占める割合は市町村数では6割、面積では約7割を占めている。

過疎地域においては、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、4次にわたる特別措置法の制定により、様々な過疎対策が講じられてきており、本県過疎地域においても道路や水道、情報通信基盤等のインフラの整備が進むなど、一定の成果を挙げてきている。

しかしながら、全国的な人口減少や少子高齢化が進行する中で、特に過疎地域における人口減少、少子高齢化は顕著であり、担い手不足や地域コミュニティ機能の低下など様々な課題に直面している。

本県過疎地域は、豊かな自然や伝統文化を有し、また、基盤産業である農林水産業は、地域経済の循環や国土・自然環境の保全、自然災害の防止にも密接にかかわるとともに、都市部に対する食糧・水・エネルギーの供給など大きな役割を果たしている。

このような、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能は県民共有の財産であり、今後より一層重要なものとなることを県全体で認識し、過疎地域が、国・県・市町村との連携により、地域住民が居場所と役割を持って健康でいきいきと活躍できる、魅力的で持続可能な地域づくりを目指すことは、第4次山形県総合発展計画の基本目標である「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現に寄与するものである。

これらのことを踏まえ、引き続き過疎地域の住民が安心して暮らすための総合的な過疎対策を実施し、地域資源を活かした振興策を推進することにより、過疎地域の持続的な発展を図っていくことが必要である。

（参考）本県における過疎指定の状況

| 区分 | 市町村名 |
|-------|---|
| 全部過疎 | 村山市、尾花沢市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町（19市町村） |
| 一部過疎 | 酒田市（旧八幡町、旧松山町、旧平田町） |
| みなし過疎 | 鶴岡市 |

①人口の動向

本県の人口は、昭和 25 年の 1,357,347 人をピークに、以降、若年者を中心とする県外流出により減少を続けてきた。昭和 49 年からは、社会減少が自然増加を下回ったことから増加に転じ、昭和 60 年には 126 万人台に回復したが、平成元年には自然増加の減少により再び減少に転じ、平成 6 年、7 年と一時的に増加したものの、平成 8 年以降は再び減少に転じている。

一方、本県の過疎地域の人口は、昭和 30 年代後半からの経済の高度成長に伴い、東京圏等への人口流出が相次ぎ、昭和 35 年には 322,381 人だったものが、昭和 45 年までの 10 年間で 19%の急激な減少となり、260,578 人となった。この時期の特徴として、人口の減少が著しいために集落の維持が困難になり、中心集落に集団移転するケースがみられた。

その後、若者の流出による社会減少が続いているものの、昭和 50 年代以降、減少率はいくぶん緩やかなものとなった。平成になってからは、過疎地域全体としてこれまでの社会減少に加え高齢化の進展等の構造的な問題を背景として単年の人口が自然減少に転じ、平成 12 年の過疎地域の人口は、204,646 人となった。

平成 17 年度には、市町村合併により、鶴岡市、庄内町及び酒田市の一部（旧八幡町、松山町、平田町）が新たに過疎地域となったため、過疎地域の人口は、337,843 人となった。その後の法改正により、平成 22 年度には村山市と遊佐町が、平成 26 年度には金山町が新たに過疎地域に追加され、平成 27 年には過疎地域の人口は、338,281 人となった。

(参考) 山形県の人口の動向

① 国勢調査人口

| 年 度 | S35 | S40 | S45 | S50 | S55 | S60 | H2 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 県全体 (人) | 1,320,664 | 1,263,103 | 1,225,618 | 1,220,302 | 1,251,917 | 1,261,662 | 1,258,390 |
| 過疎地域 (人) | 322,381 | 290,238 | 260,578 | 243,036 | 237,500 | 233,157 | 224,715 |
| 構成率 (%) | 24.4 | 23.0 | 21.3 | 19.9 | 19.0 | 18.5 | 17.9 |

| 年 度 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 |
|-------------|-----------|-----------|------------------|------------------|------------------|
| 県全体 (人) | 1,256,958 | 1,244,147 | 1,216,181 | 1,168,924 | 1,123,891 |
| 過疎地域 (人) | 216,212 | 204,646 | (注 1) 337,843 | (注 2) 359,040 | (注 3) 338,281 |
| 構成率 (%) | 17.2 | 16.4 | 27.8 | 30.7 | 30.1 |

注 1：平成 17 年度に市町村合併により鶴岡市、庄内町及び酒田市の一部が過疎地域に追加。

注 2：平成 22 年度に法改正により村山市、遊佐町が過疎地域に追加。

注 3：平成 26 年度に法改正により金山町が過疎地域に追加。

② 人口増減率

| 年 度 | S40/S35 | S45/S40 | S50/S45 | S55/S50 | S60/S55 | H2/S60 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 県全体 | △ 4.4 | △ 3.0 | △ 0.4 | 2.6 | 0.8 | △ 0.3 |
| 過疎地域 | △ 10.0 | △ 10.2 | △ 6.7 | △ 2.3 | △ 1.8 | △ 3.6 |

| 年 度 | H7/H2 | H12/H7 | H17/H12(注 1) | H22/H17(注 2) | H27/H22(注 3) |
|------|-------|--------|--------------|--------------|--------------|
| 県全体 | △ 0.1 | △ 1.0 | △ 2.2 | △ 3.9 | △ 3.9 |
| 過疎地域 | △ 3.8 | △ 5.3 | 65.1 | 6.3 | △ 5.8 |

注 1、注 2、注 3 とも「①国勢調査人口」の注 1、注 2、注 3 と同じ。

また、過疎地域における高齢者比率（65 歳以上の人口の総人口に占める割合）は、昭和 35 年に 5.7%であったものが、平成 27 年では 34.2%となっており、県全体の高齢者比率 30.6%と比べ 3.6 ポイント高く、過疎地域では急速に高齢化が進行していることがわかる。これは、平均寿命の伸びによることもその一因であるが、多くは若者を中心とした人口流出と地域に残った住民が高齢化していることによるものである。

さらに、過疎地域における 14 歳以下の年少人口の構成比は、平成 27 年で 11.2%となっており、県全体の年少人口構成比 12.1%と比べ 0.9 ポイント低く、昭和 35 年の 35.3%に比して、大幅に減少している外、人口の少ない過疎地域においては、子供の絶対数が少ないという問題もある。減少の主な要因としては、出生率の低下、転出超過に伴う結婚や出産の多い年齢層の減少という構造的な問題があり、過疎地域では少子化問題が高齢化と並ぶ大きな問題となっている。

(参考) 高齢者人口と若年者人口

| 区分 | 高齢者（65～）人口 | | | | | | | | | |
|------|------------|--------|---------|--------|-----------------|--------|------------------|--------|------------------|--------|
| | S35 | | H12 | | H17 | | H22 | | H27 | |
| 年度 | (人) | 割合 (%) | (人) | 割合 (%) | (人) | 割合 (%) | (人) | 割合 (%) | (人) | 割合 (%) |
| 県全体 | 76,489 | 5.8 | 285,590 | 23.0 | 309,913 | 25.5 | 321,722 | 27.5 | 344,353 | 30.6 |
| 過疎地域 | 18,386 | 5.7 | 57,143 | 27.9 | (注 1) 97,071 | 28.7 | (注 2) 110,643 | 30.8 | (注 3) 115,670 | 34.2 |

| 区分 | 若年者（0～14）人口 | | | | | | | | | |
|------|-------------|--------|---------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|
| | S35 | | H12 | | H17 | | H22 | | H27 | |
| | (人) | 割合 (%) | (人) | 割合 (%) | (人) | 割合 (%) | (人) | 割合 (%) | (人) | 割合 (%) |
| 県全体 | 422,576 | 32.0 | 186,182 | 15.0 | 166,653 | 13.7 | 149,759 | 12.8 | 135,760 | 12.1 |
| 過疎地域 | 113,890 | 35.3 | 29,449 | 14.4 | (注1) 44,712 | 13.2 | (注2) 43,359 | 12.1 | (注3) 38,007 | 11.2 |

注1、注2、注3とも「①国勢調査人口」の注1、注2、注3と同じ。

②財政

市町村の財政力指数を近年3か年平均（平成29～令和元年度）で見ると、過疎地域市町村の平均が0.26、非過疎地域市町村の平均が0.52（県平均0.37）となっている。また、令和元年度の決算状況を見ると、歳入構成比では、過疎地域市町村の地方税収入の平均が16.8%と、非過疎地域市町村の平均28.4%（県平均23.0%）と比較するとその割合が少なく、反面、地方交付税が33.2%と、非過疎地域市町村の平均17.9%（県平均25.0%）と比較すると高い比率を占めており、地方債、国庫支出金を含め依存財源の比率が高い構造にあり、過疎地域市町村の財政状況は脆弱であるといえる。

また、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率では、令和元年度で、過疎地域市町村の平均（92.4%）は、県全体の平均（92.4%）と同程度ではあるが（非過疎地域市町村の平均92.4%）、平成25年度（過疎地域市町村85.8%、非過疎地域市町村90.2%、県平均87.6%）と比べて硬直化が進んでおり、引き続き財政構造の弾力性の確保に留意していく必要がある。

一方、公債費が財政に及ぼす負担を表す指標である実質公債費比率については、令和元年度で、過疎地域市町村の平均が8.5%と非過疎地域市町村の平均の8.4%（県平均8.4%）より0.1ポイント高くなっている。なお、地方債の発行に際し許可が必要となる18%を超えている市町村はない。また、令和元年度の過疎市町村における過疎対策事業債の発行額は、合計で約140億2千3百万円となっており、過疎対策事業債が過疎地域市町村の円滑な財政運営を支える上で大きな役割を果たしていることを示している。

(2) 各分野における現状と課題

① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(移住・定住の促進)

本県では、全国より早く、平成9年に出生数が死亡数を下回る自然減少期を迎え、直近の令和2年には約9千人の自然減少となるなど、その減少幅が拡大している。また、転出者数が転入者数を上回る社会減少についても、近年は3千～4千人で推移している。これらの要因により、平成28年以降は毎年1万人を超える人口減少となるなど、そのテンポも早まっている。

そのような中、総務省統計局住民基本台帳人口移動報告によると、令和2年5月に東京都からの転出者が転入者を上回る「転出超過」となり、翌6月は転入者が上回ったものの、その後は令和3年2月まで転出超過となっている。また、令和2年5月に行われた内閣府の調査によると、新型コロナウイルスの影響下において、東京23区に住む20代の人のうち3分の1以上の人々が地方移住への関心を高めている。

本県においても、県の移住ポータルサイトのアクセス件数や移住相談件数が年々増加しており、こうした動きをより大きなものとしながら、県・市町村や民間団体、企業等が一体となって、着実に移住へとつなげ、地域活力の維持・向上に結び付けていくことが重要である。

(地域間交流の促進)

近年、過疎地域への若者たちの関心の高まり、都市部から過疎地域への転入という新しい潮流が見られる。過疎地域では恵まれた自然環境や伝統文化などの地域資源を活かした観光や農業体験などにより、都市住民との地域間交流を展開し、地域の活性化を図ってきた。

また、地域資源の見直し、伝統文化の復活・継承、あるいは環境や景観に配慮したまちづくり、海外の姉妹都市等との国際交流など、過疎地域のみならず県内各地で地域おこしイベントや活動が地域住民あるいは団体により数多く取り組まれ、地域の活性化に大きな役割を果たしてきている。

さらに、少子化等により廃校などの遊休公共施設が増加しているが、それらの施設を活用した宿泊・交流施設や生涯学習施設、テレワーク施設などが整備されてきている。

今後は、地域外から多様な形で継続的に地域に関わる「関係人口」の創出拡大に取り組むことが重要である。

(人材育成)

過疎地域においては高齢化率の上昇や若年者比率の低下により、地域コミュニティの担い手や過疎地域の基幹産業である農林水産業の担い手など多くの分野で人材の不足が課題となっており、地域づくりをけん引するリーダーや次世代の担い手を育成することが必要になっている。

②産業

（農林水産業）

過疎地域の就業構造を平成 27 年の国勢調査結果（市の一部が過疎地域である酒田市については、市全域の数値を過疎地域に含めている）でみると、地域に根ざした農業などの第 1 次産業の比率は 12.5%で、非過疎地域 7.5%（県全体 9.4%）を上回っており、多くの過疎地域においては、農林水産業に対する依存度が高くなっている。

過疎地域の農業については、2015 年世界農林業センサス（平成 27 年 2 月調査（市の一部が過疎地域である酒田市については、市全域の数値を過疎地域に含めている））によると、過疎地域の農家 1 戸当たりの経営耕地面積は 2.25ha となっており、非過疎地域の 1.49ha、県全体の 1.89ha を上回っている。一方、山形県農林水産統計年報によれば、過疎地域の 10a 当たりの収穫量（水稻）は、平成 30 年が 574kg で非過疎地域 591kg（県全体 580kg）の 97.1%と比較して低い。

また、農林水産業は、国内需要の縮小や農業従事者の高齢化や担い手不足など構造的な課題が進行していることに加え、日 E U ・ E P A（経済連携協定）や T P P 11 の発効、R C E P（地域的な包括経済連携協定）の合意等の動きに見られるように、国内外の厳しい産地間競争にさらされており、農林水産物価格の低迷による採算性の悪化、農業従事者の高齢化、担い手の減少などの課題を抱えている。

その一方で、健康・安全志向やライフスタイルの多様化に伴う消費構造の変化、地産地消の高まりなどの変化を背景に、県では、安全・安心な農産物の生産、売れる米づくり、野菜などの園芸作物の生産振興、地産地消の推進、多様な担い手の育成・支援などを進めており、有機栽培や特別栽培などの環境保全型農業の取組、地域ぐるみの 6 次産業化の促進や e コマース等による新たな販売チャネルの展開、農業経営の法人化による経営基盤の強化など、地域特性を活かした農業が展開されている。このような傾向は、過疎地域の農業の可能性を広げるものである。

特に、中山間地域については、本県耕地面積の約 6 割を占めており、地理的条件の不利に加え、農業従事者の高齢化や担い手不足によって、農地や農業用施設の維持管理・耕作放棄地の増大など、持続営農が難しい状況に直面している。その一方で、中山間地域には多様な農林産物・農法・技術・固有の伝統文化・美しい景観など、未だ活用し切れていない豊富な地域資源が存在している。

今後は、過疎地域の農業の可能性を広げるこれらの取組みの促進や、豊富な地域資源の活用を図ることで、持続的な発展を実現していく必要がある。

林業については、2015 年世界農林業センサスによると過疎地域の林野面積は、489 千 ha で県全体の 76.0%を占め、過疎地域所在の林家数は 12,981 戸で県全体の 67.1%となっている。林業をとりまく環境をみると、木材価格の長期低迷による採算性の悪化や、高齢化の進行や後継者不足など林業を支える人材の不足等により、管理が不十分な森林が増加してきている。これらの森林の適切な管理と、木材の安定供給を図るためには、森林経営管理や木材生産の効率化・高度化が必要であり、スマート林業の導入を促進するとともに伸び悩んでいる林業労働生産性の向上に向けた事業体の経

営力強化や雇用管理の改善等が必要となっている。

水産業については、沿岸漁業における水産資源の維持培養と漁業生産性の向上を図ることを目的に、漁港・漁場の整備開発を行ってきたが、今後はこれらに加え、漁業者の所得拡大に向け漁業静穏域の活用や水産物のブランド化、低利用魚の加工等を進めていく必要がある。

内水面漁業・養殖業では、地域に適合した養殖魚種の開発や遊漁による地域おこし等の振興策を実施し、遊漁者の増大を図っている。

（工業）

現在の過疎地域（市の一部が過疎地域である酒田市については、市全域の数値を過疎地域に含めている。この欄について以下同じ）の平成 30 年における①製造業事業所数、②従事者数、③製造品出荷額等、④付加価値額の県全体に占める割合は、各々 38.0%、36.0%、31.3%、39.8%で、過疎地域における製造品出荷額等の占める割合は、他の指標と比べると低く、平成 25 年の割合と比較すると、ほぼ横ばいの状況にとどまっている。

今後、過疎地域においても、生産年齢人口の動向を見据えて、人材の確保や IoT・AI・ロボット等の活用による生産性の向上を図っていく必要がある。

次に、工場立地の動向をみると、平成 25 年から平成 30 年までの立地件数は、県全体で 126 件となっており、製造業に限ってみた場合は、金属製品製造業が全体の 12.7%を占め、次いで生産用機械器具製造業が 10.3%となっている。

また、このうち過疎地域における立地件数は、55 件となっており、これは、県全体の 43.7%を占めている。

企業の立地については、人口減少による国内需要の縮小や労働力不足、生産コストや市場への近接性を要因とした海外現地生産の定着により、依然として厳しい状況にある中、新型コロナウイルス感染症の影響による設備投資の中断や延期、見直しも懸念される。

こうした状況を踏まえ、地域の立地条件や労働環境等に配慮した生産性の高い工場の誘致等、多様な就労機会の創出を推進することが必要である。

また、少子高齢化に伴う人口減少や大学等の卒業者が県外に就職している状況に対応するため、県内回帰・県内定着を希望する若者や女性等の受け皿となる企業の本社機能や研究開発施設の誘致を推進する必要がある。

（商業）

過疎地域（市の一部が過疎地域である酒田市については、市全域の数値を過疎地域に含めている。商業の欄は全て同様）における平成 28 年経済センサスー活動調査ベースによる小売業 1 店当たり年間商品販売額は、8,024 万円で、非過疎地域の 12,250 万円（県平均 10,561 万円）を下回っており、1 店当たりの従業者数は、非過疎地域の 6.6 人（県平均 5.9 人）に対し 4.9 人と経営規模が小さいものが多く、また、従業

者1人当たり商品販売額は、非過疎地域の1,859万円（県平均1,781万円）に対し1,625万円となっている。

過疎地域における商業は消費者の生活圏の広がりの中で、大規模小売店の郊外やロードサイドへの展開、消費者のニーズの多様化と購買行動の変化などの影響もあり、厳しい経営環境が続いている。また、経営者の高齢化や後継者難による小売業の廃業や商店街における空き店舗も増加しており、買物困難者の発生等の地域住民の生活への影響が懸念される状況にある。

一方で、全国的には高齢者の増加等の地域構造の変化に対応した商業サービスの提供や、地域資源を活用した特産品の開発販売など、地域の条件や特色を活かした活発な取組もみられ、過疎地域の小売業のあり方に一定の方向を示している。

③情報通信基盤・地域情報化

情報通信技術は、あらゆる領域に活用されるツールとしてイノベーションを誘発する力を有しており、デジタル化を進めることで、産業の生産性の改善だけでなく、女性や高齢者等の雇用促進等により、経済再生や社会的課題解決にも大きく貢献すると期待されてきた。新型コロナウイルス感染拡大により、従来通りの人との距離が近い生活や対面式業務が困難になった今般、デジタル化により遠隔地の人との対話や、遠隔からの業務遂行が可能になり、これまでデジタル化があまり進んでいなかった分野でも、社会実装化が一気に加速している。

このように社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）が進み、第5世代移動通信システム（5G）の利用可能地域も徐々に広がる中、通信環境によってデジタル化の恩恵に格差が生まれないように、過疎地域などで県内にごく一部残った携帯電話やブロードバンドが利用できない地域の不感解消が課題になっている。また、携帯電話の輻輳（ふくそう）化の回避や、災害発生時の情報通信手段の確保、外国人観光客をはじめとした利用者の利便性向上の観点から、公衆無線LAN等の整備も引き続き必要とされ、加えて整備された情報通信基盤を、県民の生産性向上や暮らしの質の向上に真に寄与するために、効果的に活用していくことが求められている。

④交通体系

地域住民の生活全般にとって交通網の整備、とりわけ、道路等の整備は大きな役割を担っており、これまで国道から市町村道に至るまで積極的に整備を進めてきた。

過疎地域（市の一部が過疎地域である酒田市については、市全域の数値を過疎地域に含めている）における県が管理する国道及び県道の整備の状況をみると、令和2年4月1日現在で、改良率は88.7%、舗装率は91.4%となっており、非過疎地域の改良率90.8%（県平均89.5%）、舗装率93.5%（県平均92.2%）と比較して若干下回る程度であり、これまでの投資の成果がうかがえるところである。

一方、過疎地域（市の一部が過疎地域である酒田市については、市全域の数値を過疎地域に含めている）の市町村道の整備状況をみると、改良率は70.8%、舗装率は

78.5%となっており、非過疎地域の改良率 64.5%（県平均 67.9%）、舗装率 83.5%（県平均 80.8%）と比較すると、改良率は上回っているものの、個々の市町村をみた場合は、その整備水準に格差があり、舗装率は下回っている。

過疎地域の交通体系は、全般的に見れば、過疎地域の道路整備の促進により、向上したといえるが、道路は、産業の振興や住民生活の利便性を向上させるための基盤であり、さらにはライフラインのひとつであることから、冬期間における必要な路線・幅員の確保も含めて整備を図る必要がある。

また、バス路線については、利用者の減少に伴い、路線の維持が難しくなっている状況にあるが、生活圏が広がり、医療等の各種サービスの利用が広域体制の中で確保されている現状では、高齢者や児童・生徒をはじめとする交通弱者にとって、不可欠な交通手段となっている。今後、人口減少や高齢化の進展、多様化・広域化する移動需要に対応していくためには、様々な移動サービスが相互連携し、地域の状況に応じた、持続可能な利便性の高い地域公共交通の実現が必要とされている。

⑤生活環境

水道施設の整備は、令和元年度末における過疎地域（市の一部が過疎地域である酒田市については、市全域の数値を過疎地域から除き、非過疎地域に含めている）の水道普及率は 98.4%で非過疎地域の 99.2%（県平均 99.0%）と同程度であることから、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化などに対応した効率的で健全な事業運営の継続が求められている。

また、令和元年度末の過疎地域（市の一部が過疎地域である酒田市については、市全域の数値を過疎地域から除き、非過疎地域に含めている）の生活排水処理施設普及率は 89.4%で、非過疎地域の 94.6%（県平均 93.1%）に全体として近づいてはいるものの、60%台の町村もあり、過疎地域の中でも市町村間で大きな格差が生じている。

生活排水処理施設の整備は、地域の生活環境の向上や公共用水域の水質保全の観点から重要であるため、地域の自然的、社会的条件に配慮し、また、生活排水処理施設の各々の特性、効率性及び経済性などを考慮しながら、施設の広域化・共同化も視野に入れて、計画的に整備を図る必要がある。

消防施設については、整備が計画的に進められてきたが、消防団員数が全県的に減少してきていることに加え、消防団員の高齢化、被雇用者の増加等もあり、組織の活性化や企業の理解が課題となっている。

さらに、近年頻発化している局地的な集中豪雨や地震等により、毎年のように甚大な被害が発生していることから、人々の自然災害への不安が大きくなっている。このため、人命の保護を最優先とし、防災・減災に資するハードとソフト一体の対策を推進する必要がある。

具体的には、水害や土砂災害を未然に防ぐべく行ってきた河川や砂防施設、地すべり防止施設、治山施設等の整備については、優先度の高い箇所から整備を推進する必

要がある。

また、他の地域以上に高齢化が進行している過疎地域においては、高齢者など災害時の要配慮者を適切に避難誘導するなどの一層の安全確保が求められる。

このほか、人口減少や高齢化の進展に伴い、空き家の増加が懸念され、空き家をもたらす防災・防犯、環境衛生、景観上の諸問題が深刻化する恐れがある。また、地域の活性化にも支障をきたすことから、空き家の利活用を含め、空き家対策を推進していく必要がある。

⑥保健・医療・福祉

医療等施設については、二次保健医療圏ごとに、保健との連携のもとに二次医療(概ね専門性のある外来及び一般入院)サービスが完結されるよう体制の整備を図ってきたところである。このような中で、近年の交通事情の改善とあいまって無医地区等の数は減少傾向にある(令和元年10月末現在:無医地区0か所、準無医地区7か所)。

しかしながら、過疎地域における平成30年末現在の人口10万人に対する医師数は180.1人、歯科医師数は54.6人と、それぞれ非過疎地域の275.6人、67.5人(県平均239.8人、62.7人)を大幅に下回っているほか、診療科によっては専門医が不足していることなどから、過疎地域の住民の受診機会が適切に確保されるよう医師等の確保が求められている。さらに、救急医療体制の充実、情報通信技術等を活用した地域医療情報ネットワークの整備、訪問看護サービスの充実など、誰もが、いつでもどこでも適切な保健・医療・福祉サービスを受けられる体制の充実強化を図っていくことが求められている。

また、過疎地域は、他の地域以上に高齢化が進行していることから、高齢者が地域社会を支える一員としての役割を担い、生涯を健康で、生きがいをもって社会活動できる環境づくりとともに、高齢者が必要な保健福祉サービスを円滑に利用できる体制づくりが求められている。さらに、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがいきいきと、自ら望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現が求められている。

少子化も進行している過疎地域においては、子育てしやすい環境の整備が重要であり、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援が求められている。

⑦教育・文化

過疎地域の小・中学校では、児童生徒数の減少に伴い、1学年の学級数が1学級しかなく、かつ、児童生徒の数が20人に満たない小規模校が多数存在している。これらの小規模校では一般的に、集団生活により得られる社会性や協調性、切磋琢磨する態度や向上心を育む機会の減少、教職員の不足、学習活動を行うための施設利用の限定など様々な課題があると言われている。このため、学校の適正規模、適正配置についての検討が行われ、より良い教育環境を実現するための再編整備が進められている。

また、施設面では、耐震補強や改築等により耐震化が図られてきており、耐震化が

完了した県内過疎地域の市町村が多くなっているものの、令和2年4月1日現在、県内過疎地域市町村の中には小中学校の耐震化が完了していない市町村があるため、該当市町村では、できるだけ早期の耐震化の完了に向けた一層の取組が求められる。

一方、文化会館や図書館等の文化施設については、市町村立文化施設が相次いで開館し、更に令和2年度には「山形県総合文化芸術館」が開館し、優れた文化芸術を鑑賞する機会が拡大するとともに、文化施設の利用や芸術文化への参加などを通じて、地方にいながらも多彩な文化・情報を享受できるよう、また、地域文化の魅力の向上に向けた各種の取組が行なわれている。

⑧集落機能

集落は、地域における道路や用排水路の維持管理、農地や森林の保全・管理、消防防災等様々な機能を担っているが、居住者の高齢化や若年者人口の減少による担い手不足などにより、集落の相互扶助機能が低下するなど、地域社会の維持に大きな課題を抱えている。

また、集落における食料品や日用品の販売店の減少や公共交通手段の減少などの生活利便性の低下が進んでおり、空き家や高齢者の一人暮らし世帯の増加は集落を維持・活性化するうえでの不安要素となっている。

これらの課題を克服し、集落の維持・活性化を図っていくためには、住民参画の地域づくりや複数の集落の広域連携・機能再編による集落機能の確保を進める必要がある。

さらに、住民主体の地域づくりを進めるため、地域を担う次世代の人材を育成していくことも重要である。

一方で、都市部においては若い世代を中心に自然やゆとりを求めて過疎地域を新たな定住の場として選択する「田園回帰」の潮流が高まっている。また、地域と多様に継続的に関わる外部の人材である「関係人口」も増加しつつあることから、こうした動きを捉え、集落機能の維持につなげていくことも重要である。

⑨再生可能エネルギー

山形県エネルギー戦略（平成24年3月策定）策定後の再生可能エネルギーの新たな開発量（計画決定分を含む。）は、令和2年度末現在で、県全体で58.0万kWと、当該戦略に掲げる令和12年度までの開発目標量101.5万kWに向けて、概ね順調に再生可能エネルギーの導入が進んでいる。

引き続き、県民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定確保に向けて、過疎地域に豊富に賦存する再生可能エネルギー資源を活用した安全で持続可能な再生可能エネルギーの開発促進と地域導入を進めるとともに、これらを通じた産業の振興と地域の活性化につなげる必要がある。

⑩県内地域別にみた現状と問題点

(村山地域)

村山地域は、管内 14 市町中、6 市町が過疎地域の指定を受けている。

人口は、平成 22 年（平成 22 年国勢調査による。以下庄内地域まで同じ）から平成 27 年（平成 27 年国勢調査による。以下庄内地域まで同じ）までの間に 563,473 人から 551,524 人に減少している（△2.1%）。うち過疎地域は 77,279 人から 70,221 人に減少（△9.1%）しており、過疎地域の人口減少が顕著である。

地域医療については、平成 30 年の医師・歯科医師・薬剤師調査による人口 10 万対医師数は、東南村山地域では 370 人であり、県全体の 239.8 人を大きく上回っているものの、過疎地域を抱える西村山地域や北村山地域では、それぞれ 149.3 人、103.3 人であり、東南村山地域と比べて顕著に少ない状況にある。

産業構造については、就業人口でみると平成 27 年の第 3 次産業従事者の比率は 64.7%で県平均の 61.5%を上回り、県内で最も高くなっている。

商業については、自市町での購買行動割合でみると、県庁所在地である山形市が管内全域に対して吸引力を持つほか、西村山地域では寒河江市、北村山地域では東根市の吸引力が目立っており、郊外への大型店の出店とあわせ、過疎地域における商業経営は厳しい状況にある。

農業については、過疎地域においても基幹となる産業であり、農業算出額の構成でみると、果樹の占める割合が米や野菜等に比べ非常に高いことが特徴であり、さくらんぼやラ・フランスについては全国有数のシェアを誇っている。

高速交通網については、東北中央自動車道の整備により山形自動車道との縦横軸が形成され、山形新幹線や山形空港と合わせた広域的なネットワーク化が図られる予定である。

今後は、優れた自然資源、整備が進んだ新幹線・高速道路などの高速交通網や仙台都市圏と隣接しているという地域特性を最大限に活用し、広域的な交流活動などを通じて、観光業・農業・商業・工業等の活性化を戦略的に展開するとともに、若い世代にその力が受け継がれるよう取り組んでいくことが期待される。

(最上地域)

最上地域は、管内 8 市町村中、7 町村が過疎地域の指定を受けている。

人口は、平成 22 年から平成 27 年までの間に 84,319 人から 77,895 人に減少している（△7.6%）。うち過疎地域は 39,014 人から 41,001 人に増加（+5.1%）しているが、これは平成 26 年度から新たに金山町が過疎地域の指定を受けたことによるものであり、現在の過疎地域でこの 2 カ年を比較した場合は 4,468 人減少（△9.8%）したことになる。

地域医療については、医療機関が少なく、地域唯一の基幹病院である県立新庄病院の役割が非常に重要となっている。救命救急センターがないことから、対応が困難な患者は、山形市や酒田市といった他地域の三次医療機関等への搬送を余儀なくされる場合もあり、現在進められている当病院の改築整備により、更なる医療機能の充実が

期待されている。

産業構造については、農林業に依存する割合が高く、就業人口でみると平成 27 年の第 1 次産業従事者の比率は 14.7%で県平均の 9.2%を上回り、県内で最も高くなっている。

商工業の集積は一部地域を除いて低位にあり、就労や気象の条件の良い都市部や他地域へ人口が流出している。社会減少率は県内で最も高く特に女性（15～39 歳）の流出が目立つ。

農林業については、米が地域の基幹的作物であるほか、近年、園芸作物の産地化が進み、にら、ねぎ、アスパラガス、きゅうり、トマト、ミニトマト等で販売金額が 1 億円を超える産地が形成されているが、農産物の販売金額別農家数では、販売金額 700 万円以上の農家の割合が 10.3%と県平均の 14.2%よりも低い。一方、総面積の 8 割を占める豊富な森林資源をもとに企業の集積が加速しているほか、森林資源を余すことなく活用する体制が充実しつつある。

高速交通網については、十字連携軸のうち東北中央自動車道と新庄酒田道路の整備が進みつつあるが、他地域に比して未だ十分とは言えず、今後とも、高規格幹線道路の整備等のさらなる促進が求められている。

今後は、こうした高速交通基盤の整備促進等により、東西と南北の交通の結節点となる地の利を活かした広域的な人やモノの交流拡大や、農林業を起点とした地域への新たな価値と活力の創出が期待される。

（置賜地域）

置賜地域は、管内 8 市町中、4 町が過疎地域の指定を受けている。

人口は、平成 22 年から平成 27 年までの間に 226,989 人から 214,975 人に減少している（△5.3%）。うち過疎地域は 49,432 人から 45,098 人に減少（△8.7%）しており、過疎地域の人口減少が顕著である。

地域医療については、平成 30 年の人口 10 万人あたりの病院数は県平均を上回るものの、人口 10 万人あたりの医師数は 189.0 人と県平均の 239.8 人を大きく下回るなど、医師の確保が課題となっている。

産業構造については、製造業の集積が高く、平成 30 年の製造品出荷額等は県全体の 28.0%を占めているものの、大企業の生産工場や下請け企業が多くを占めていることから、製造品出荷額等に占める付加価値額の割合が県平均を下回っており、高い付加価値を生み出す企業群の形成と景気変動の影響を受けにくい産業構造への転換が課題となっている。

商業については、商店数・従業者数がすべての市町において、また、年間商品販売額が過疎地域 3 町を含む 2 市 3 町で減少しており、自市町の買物依存率が、過疎地域 4 町で 5 割を下回っている状況である。また、小売業の廃業や空き店舗の増加など、地域住民の生活への影響が懸念される。

農業については、担い手の減少・高齢化の進行や、耕作放棄地の増加に加え、TPP

等の経済連携協定などの情勢変化に対応するため、競争力の高い経営体と多様な担い手の育成、農地の集積・集約化やスマート農業の展開を図るとともに、収益性の高い園芸作物の産地化等が課題となっている。

高速交通網については、縦軸である東北中央自動車道が平成 29 年の福島大笹生 IC～米沢北 IC 間の開通に加え、平成 31 年には南陽高島 IC～山形上山 IC 間が開通し、環状ネットワークが形成された。加えて平成 30 年には米沢中央 IC 付近に道の駅米沢が開設されるなど置賜地域には山形県の南の玄関口としての役割が一層期待されている。

今後は、横軸である新潟山形南部連絡道路の早期整備等による置賜地域の高速交通ネットワークの充実強化を図るとともに、域内及び首都圏・隣接県を含む域外との経済・観光交流の促進による交流人口の拡大と地域活性化の取組が求められる。

（庄内地域）

庄内地域は管内 5 市町中、4 市町（酒田市は一部のみ）が過疎地域の指定を受けている。

人口は、平成 22 年から平成 27 年までの間に 294,143 人から 279,497 人に減少している（△5.0%）。うち過疎地域は 193,225 人から 181,961 人に減少（△5.8%）しており、全体の減少率とほぼ同程度である。

地域医療については、多様な機能を担う病院間、病院と診療所間の連携、高齢化の進行に伴いニーズが増えている在宅療養に対する医療と介護との連携などを推進し、医療情報ネットワークも活用しながら医療・介護に従事する多職種・多機関の連携強化に取り組んでいる。

産業構造については、就業人口で見ると、第 1 次及び第 2 次産業の就業人口の構成比が減少する一方で第 3 次産業の就業人口の構成比が増加しており、概ね全県と同水準で推移している。

工業については、製造品出荷額は逡減傾向にある。しかし、慶應義塾大学先端生命科学研究所や山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校などの高等教育機関及びその研究機関や公設試験研究機関である工業技術センター庄内試験場が立地するなど知的インフラの整備は進んでおり、これらの研究機能を活用して企業の技術力の向上を図り、競争力を強化することで、新たな価値を生み出す新産業の芽が出てきている。

農業については、就業人口は年々減少し、基幹である稲作についても水稻作付面積の減少傾向が続いており、農山漁村の活性化が課題となっている。

高速交通網については、空路では庄内空港を抱えており、陸路では縦軸の日本海沿岸東北自動車道の秋田県境及び新潟県境区間の整備や横軸の新庄酒田道路の整備が進められているが、広域的なネットワークの形成に向けて道路交通網の更なる整備促進が求められている。

当地域は、砂丘林の植林に代表される、先人たちの優れた公益活動とそれを支えた歴史や風土があり、これを受けて今でも地域住民の自主的な地域づくり活動が行われ

ており、NPOやそれらとの協働による多彩な活動が展開されてきた。また、県内で唯一海に面している当地域は、環日本海圏の経済交流拠点のひとつであり、酒田港を拠点とした貿易・流通の振興による、地域産業の活性化が期待されている。

2 過疎地域持続的発展の基本的な方向

これまでの過疎対策では、人口減少による地域社会の衰退に対応し、社会基盤の整備などの条件不利性の克服を中心とした施策を展開することで、地域の自立を促進することを目的としてきたが、新たな過疎対策においては、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方や、新型コロナウイルスの感染拡大により大都市への一極集中のリスクが顕在化する中で、低密度で豊かな自然環境で暮らすことが出来る場として再評価された過疎地域の価値を踏まえ、これまでの条件不利性の克服という過疎対策の基本を維持しつつ、地域社会を担う人材の育成・確保やデジタル技術の活用などにより、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現し、過疎地域の持続的な発展を図っていく。

(1) 新たな人の流れの創出と移住・定住の促進

本県では、これまでも積極的に移住・定住の取組を推進してきたが、近年、都市部の若者の間での「田園回帰」の潮流の高まりや、今般の新型コロナウイルスにより地方への関心が高まっていることから、この機を捉え、密を避けつつ自然が豊かな環境で、いきいきと暮らすことができる過疎地域の魅力を磨き上げ、都市部の移住希望者への情報発信や、都市部と過疎地域の連携・交流など新たな人の流れを創出する取組を推進していくことが重要である。

また、地域外から継続的に地域に関わる、いわゆる「関係人口」も地域の新たな担い手として位置づけ、地域住民との交流や地域活動への参加など、地域との関わり方を創出することも必要である。

(2) 住民主体の地域づくりと担い手の育成・確保

人口減少・少子高齢化が進む過疎地域において、今後もコミュニティ機能を維持していくためには、住民一人ひとりが主体的に地域づくりに関わり、地域の課題解決に取り組むことが重要であり、住民主体の地域づくりを行うための主体となる「地域運営組織」や「小さな拠点」の形成に向けた取組などをさらに推進していく必要がある。

また、住民主体の地域づくりを進めるにあたっては、多様な世代が地域づくり活動を通じて、地域に誇りを持ち、自らが主体となって、地域の課題解決に率先して取り組む環境づくりを行いながら、地域を担うコア人材の育成・確保を図っていくべきである。

さらに、地域づくりを担う次世代の人材を育成していくためには、子供のうちから地域を知り、郷土を愛する心を育成することが大切であり、学校や公民館などの社会教育施設と連携した地域づくり活動への取組が重要である。

また、移住者、地域おこし協力隊、関係人口などの外部人材も最大限に活用しながら、地域の課題を「我が事化」し、地域と行政が一体となって解決に向けて取り組んでいく

という体制の構築が求められる。

このような取組を通して、地域住民一人ひとりが地域に誇りを持ち、いきいきと活躍できる地域づくりを行っていくことが重要である。

(3) デジタル技術の活用

近年、AIやIoT、ICT、5Gなどの革新的技術を活用した超スマート社会「Society5.0」の実現に向けた取組が国を挙げて始まっているが、一方で、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変革は、「Society5.0」の具体化の前提となる社会全体のデジタル化が十分進んでいないことを明白にした。環境の整備やデジタル技術の導入を促進する一方で、高度なデジタル技術が発達していない段階にあっても、まずは既にある技術・ツールを活用しながら、「アナログ」と「デジタル」、「リアル」と「バーチャル」のそれぞれの良さを柔軟に組み合わせながら効用の最大化に取り組むことが重要である。

担い手不足が深刻化する過疎地域において、デジタル技術の活用は、条件不利性を解消し、少ない人口で地域社会を維持・発展させるための有効な手段であり、積極的な活用を検討すべきである。具体的には医療や教育、地域交通など生活環境の改善や、農林水産業における省力化や生産性向上などの取組を進めていくことが重要である。

また、コロナ禍の中でのデジタル化の急速な進行に伴い、テレワークやワーケーションなど地方に居ながら都市部の企業の仕事を行うような新たな働き方の導入が進んでいることから、情報通信基盤やサテライトオフィスの整備など、過疎地域であっても働きやすい環境を整備し、新たな働く場の創出につなげていくとともに、デジタル技術を活用できる人材の育成・確保を進めることが重要である。

(4) 住民が安心できる生活環境の確保

人口減少が進む過疎地域において、住民が地域に住み続けられる環境を維持するためには、過疎地域の課題を踏まえた生活環境の整備を進めていく必要がある。

公共交通の確保や、買い物支援、雪対策、自然災害の被害防止などは、住民が安心して地域で暮らすための重要な条件となっている。また、子育て環境や医療の充実、産業振興による働く場の確保などは、地域の担い手や移住を希望する者にとって重要な要素であることから、これらの取組や対策を推進し、持続可能な地域づくりを進めていくことが重要である。

また、地域で受け継がれてきた文化の継承や里山保全の取組など、過疎地域が担っている多面的・公益的価値を認識し、地域の自然や文化の保全と活用に取り組む必要がある。

さらに、過疎地域が有する豊かな自然環境は、再生可能エネルギーを生み出す地域資源であることから、それらの地域資源を活かした再生可能エネルギーを導入することで、エネルギーの地産地消や地域資源活用による経済循環及び地域課題の解決に繋げていくことが重要である。

(5) 市町村の行財政基盤の強化と県による広域的支援

財政基盤や人員体制の脆弱な過疎市町村において、今後も質の高い行政サービスを継続し、老朽化の進む公共施設や文化財を維持管理していくためには、行財政基盤の充実・強化が必要である。

また、単独の自治体で対応が難しい課題に対しては、市町村間の広域連携による各種行政サービスの提供などにより課題解決を図るほか、県による市町村補完の取組による効果的な支援についても推進していく必要がある。

(6) 県内地域別にみた持続的発展の基本的な方向

(村山地域)

村山地域は、様々な産業や教育研究機能等などの集積がなされ、都市の周辺を田畑や果樹園が取り巻く都市的環境と農村・自然環境を相備えた地域である。

まず、地域に集積する大学や試験研究機関、産業支援機関等と企業の連携により、技術革新や新事業創出などの地域イノベーションを促進していく。さらに、村山地域の多様な農畜産物の魅力発信と異業種との連携により、新たな商品・サービス等を創出するとともに、これを支える多様で力強い産地を形成していく。

また、東北中央自動車道と山形自動車道による高速道路網などの社会基盤を活かして、仙台地域をはじめとする宮城県、福島県や北関東等との人的・物的交流の拡大に向けた連携を強化し、果樹、野菜、文化・景観など多様な地域資源の魅力の戦略的情報発信と新たな視点での組み合わせにより誘客を促進していくとともに、豪雨や豪雪などの自然災害に強い安全・安心な地域づくりや、災害時に備えた村山管内の市町と宮城県内市町村との連携を促進していく。

さらに、地域に愛着を持ち、安心して子どもを生み育てることができるよう、市町やNPO、事業者等が広域的に連携した重層的で切れ目のない支援の取組を強化していく。併せて、村山地域で働き暮らすことの魅力の発信により若者の定着を促進していく。

(最上地域)

最上地域は、村山地域や庄内地域、宮城県や秋田県に隣接し、交流・連携の要の地域となっている。また、豊かな自然や四季の変化、新庄まつりに代表される地域の伝統文化が身近に感じられるほか、巨木や歴史的町並みなど訪れる人を魅了する自然や景観が数多く存在している。

これらの資源を活かし、地域の発展に向け、多様な世代がいきいきと暮らす、人に優しい地域社会の新しい仕組みづくりや、新たな価値を生み出していく地域戦略の展開を図るとともに、最上8市町村の連携・協働による地域づくりと基盤形成を図る。

まず、地域全体で多様な学びと交流の場を創出し、地域への愛着と誇りを醸成するとともに、女性や若者等のふるさと回帰を促す環境整備を進め、それぞれの希望が実現できる地域社会づくりを推進する。また、新しい技術や仕組みによる克雪・利雪の取組によって、冬季の暮らしの質を向上する。県立新庄病院の機能強化により地域医療を充実

するとともに、保健・医療・介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築を支援し、健康長寿の取組を強化する。

次に、東北農林専門職大学（仮称）の整備等をはじめ農林業をけん引する人材育成に官民を挙げて取り組むとともに、きのこ等地域特産物の一層の生産振興とブランド化を推進するなど、若者が将来に希望の持てる農林業を展開する。また、林業、木材関連産業の集積を活かした産業振興を加速させるとともに、良質で高付加価値の生産活動を行う企業等への支援を強化する。加えて、自然、食、伝統文化等の地域資源と交通の要衝である地の利を活かした交流人口の拡大・情報発信を強化する。

さらに、東北中央自動車道と新庄酒田道路・石巻新庄道路の十字連携軸の整備促進と、その効果を最大限に活用するためのアクセス道路や拠点施設の整備など、人やモノと地域をつなぐ連携・交流基盤を形成していくとともに、森林資源やバイオマスなど再生可能エネルギーの活用を促進する。また、多発する自然災害に備え、市町村間の連携・協働により、住民の安全と産業活動をソフト・ハードの両面から守る防災、減災対策を推進する。

（置賜地域）

置賜地域は、製造業の高い集積を有し、山形大学工学部を中心とした最先端の研究開発を行っている。また、高いブランド力を持つ米沢牛、磐梯朝日国立公園などの自然景観、多くの温泉や史跡といった地域資源に恵まれた地域である。

まず、産業については、地域の基幹産業である製造業の競争力強化に向けた新たな強みや特色の創出を促し、ものづくり企業間のネットワーク強化や産学官金の連携により地域の稼ぐ力を向上していく。また、園芸作物や米沢牛等のブランド力強化、道の駅など観光分野との連携強化により、「農と食」の魅力を高め、これを支える収益性の高い産地を形成していく。さらに、置賜地域を彩る「花々」や米沢牛・地酒・ワインなどの「美食・美酒」、冬の魅力としての「雪」など、置賜ならではの資源を戦略的に活用した誘客の促進とインバウンドの拡大を推進していく。

次に、医療福祉については、米沢栄養大学をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、高齢者はもとより幅広い世代が住み慣れた地域で、健康かつ安心して暮らせるための取組を推進していく。

また、交通については、新潟山形南部連絡道路の早期整備に向け、隣県等との連携を強化するとともに、一般国道287号米沢長井道路の整備を進め、置賜地域の高速交通ネットワークを充実強化していく。

さらに、再生可能エネルギーについては、置賜の地域資源を活かした風力発電や中小水力発電などの導入促進による脱炭素社会の形成を推進していく。

（庄内地域）

庄内地域は、日本海に面し、豊穡の庄内平野、本県唯一の離島飛島や秀麗な鳥海山などの豊かな風土に育まれた多様で多彩な地域資源を有し、出羽三山信仰に見られる精神

文化、北前船貿易による湊町文化や庄内藩が育んだ城下町文化、時代を超えて広く根付く「公益」の精神が連綿と継承されている。近年は、多彩な「食」のブランド化やバイオサイエンス関連産業の集積が進んでいる。また、庄内空港と酒田港の2つの「港」を擁し、世界につながる「空」と「海」のゲートウェイ機能が集積している交流拠点地域である。

まず、若者の地元定着やふるさと回帰を促進するとともに、若者や女性が活躍し、自己実現が可能となる環境づくりや高齢者が経験・知恵を活かして生きがいを持って活躍できる地域づくりの推進によって、誰もが安心して暮らすことができ、誰もがいきいきと活躍できるコミュニティの形成を推進する。

次に、バイオサイエンスをはじめとする先端技術分野や多彩な食材と料理人の技が創り出す「食の都庄内」のブランド価値など、「庄内」の強みを活かした高い付加価値を創出する産業群の形成を目指す。また、当地域に立地している高等教育機関やその研究機関、公設試験研究機関等と県内企業が連携した研究開発の推進や新産業の創出・育成を図り、地域経済の活性化、雇用の拡大につなげていく。

さらに、先人が育んできた精神文化や食文化、豊かな自然環境などの強みを活かし、空と海の2つのゲートウェイを起点とした「人」と「モノ」の交流と地域の発展を支える社会基盤の形成を図る。

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

中心市と周辺市町村が様々な分野で連携する定住自立圏構想については、鶴岡市、酒田市、新庄市、米沢市においてそれぞれを中心とした圏域が設定され、生活機能の維持や定住の促進に向けた事業に取り組んでいる。

また、庄内及び置賜地域においては、地方拠点都市地域の指定を受け、それぞれ、地域の整備の促進に関する基本計画に基づき、地域における創意工夫を活かし、都市機能の増進と居住環境の向上等を推進しているところである。

一方、県は、令和2年3月に策定した「第4次山形県総合発展計画長期構想」において、村山、最上、置賜、庄内の4つのブロック毎に、「各地域の発展方向」として各般の施策・事業を進めるうえでの指針を定め、各地域の特性を活かした地域づくりを展開しているところである。

さらに、村山地域においては、山形市を中心とした連携中枢都市圏が形成され、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活機能の強化等に向けた事業に取り組んでいる。

今後は、社会生活圏の広域化に対応した地域の振興を図ることがますます重要となるため、広域的なネットワークの形成を推進していくとともに、地域の機能分担に配慮した効率的・重点的な公共施設の整備を図っていくことが必要となる。この場合、地域住民の積極的な参加の下、地域自らの選択と責任で地域づくりを行っていくことが重要であることはもちろんのこと、広域計画における過疎地域の位置付けや連携の強化に配慮し、広域的な観点から過疎地域の持続的発展のための施策を推進していく必要がある。

第2 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

近年の都市部における地方移住への意識の高まりや働き方の多様化の動きを捉え、本県への移住につなげる取組が必要である。

移住希望者の相談の内容として、「仕事・起業」が最も多く、次いで「住居」に関する相談が多いことから、相談支援体制の機能強化に加え、就業支援や住宅支援等を強化し、移住・定住に向けた受け入れ態勢を整えていくとともに、本県の魅力や仕事について、積極的に情報発信を行っていく。

また、コロナ禍により、テレワークが進み、都市部での仕事を有したまま地方部への移住が可能になったことから、お試し移住やワーケーションなど多様な滞在プログラムへの参加を契機としながら、本県に継続的に関心を持ち、様々な形で地域を応援する「関係人口」の創出や都市部との地域間交流を推進し、将来的な移住につなげていく。

さらに、人口減少が進む過疎地域においても、持続可能な地域社会づくりに向け、地域の担い手となる人材の育成・確保にも取り組む。

(2) 移住及び定住の促進

移住者拡大に向け、県・市町村・産業界・大学等オール山形で移住・定住策を一体的に展開する推進組織「一般社団法人 ふるさと山形移住・定住推進センター」（愛称：くらすべ山形）を中心に、移住希望者一人ひとりの住まい、仕事、医療、教育などのニーズに寄り添って、移住及び人材確保に関する施策を推進していく。また、移住後の暮らしの不安解消や地域での活躍促進に向けて、地域や先輩移住者によるサポートや移住者同士の交流など、身近な相談・支援体制の整備を促進する。

(3) 地域間交流の促進

過疎地域と都市部との地域間交流を促進するため、地域の魅力づくりとあわせ、都市部への情報発信を積極的に行うとともに、過疎地域が持つ歴史や文化、豊富な自然環境等、都市部にはない地域資源を活かした体験や交流プランの企画提案を推進するほか、都市の住民が気軽に滞在できる受け入れ態勢の整備を図り、一層の交流の促進を図る。

また、関係人口の創出・拡大に向けては、二拠点居住、ワーケーション、副業などの新しいニーズを取り込むため、移住希望者の関心が高い「仕事」や「山形の魅力」等の情報を積極的に発信することにより、本県に関心を持つ方の関係人口化を図り、将来的な本県への移住・定住へつなげていく。具体的には、山形での生活体験等多様な滞在プログラムの実施や、オンラインイベント・セミナー開催による山形の仕事・魅力発信、県内企業等における県外人材を活用した生産性向上や地域課題の解決及び移住に向けたアプローチを通して、関係人口を創出・拡大を図る。

(4) 地域社会の担い手となる人材の育成・確保

人口減少・少子高齢化が進む過疎地域において、地域活動の維持や活性化を図っていくためには、住民一人ひとりが居場所と役割を持って活躍できる住民主体の地域づくりを行うことが重要であり、その中心となる市町村職員や地域のリーダー向けの研修会等を通して地域づくり人材の育成・確保を図っていく。

また、地域内の人材だけではなく、移住者、地域おこし協力隊、関係人口などの地域外の人材も地域の担い手として積極的に活用し、持続可能な地域社会の形成を進めていく。

さらに、豊かな自然環境や歴史に根付いた伝統文化などの地域資源を見直すことで、住民が自らの地域に誇りを持ち、地域の価値を高めていくことも重要である。学校や公民館などの社会教育施設と連携し、これらの地域資源を学び、郷土の魅力を再発見する取組を通して、地域の担い手となる次世代の人材育成を進めていく。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域においては人口、特に地域の担い手となる若年者や女性等の流出を防止し、地域外からの新規居住を含む定住促進を図ることが重要である。そのため、産業を振興し、魅力ある多様な就業の場を提供するとともに、若者等の県内定着、県内回帰を図るための就業支援を展開していく。

まず、過疎地域の基盤産業である農林水産業については、第4次農林水産業元気創造戦略を踏まえ、多様な担い手の確保や高度人材の育成・活用、スマート農業の整備を推進するとともに、県産農畜産物のブランド力の強化や付加価値の高い水産業の振興など収益性の高い農林水産業を推進する。

また、地域の豊かな森林資源を「森のエネルギー」、「森の恵み」として活かしていく「森林（モリ）ノミクス」により、オール山形で林業の振興と雇用の創出を図る。

次に、地場産業については、県内で培われてきたものづくり技術を活かしつつ多様化が進む消費者のライフスタイルや価値観に対応した商品開発を促進するとともに、大学や企業、行政などが有する様々な技術、ノウハウを活用し、成長が期待される分野への展開を図る。

商業においては、商店街を中心とする商業機能に、高齢社会や買物弱者への対応など地域住民のニーズに応じた生活支援の役割を果たすことが求められていることから、地域課題の解決を担う商業・商店街の機能強化と活性化を図る。

また、観光においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響として、密を避けた旅行の需要が高まってきている。この機を捉えて、地域の自然や歴史、文化、食などの”山形ならではの”地域資源を活用した観光の振興を図る。

さらに、過疎地域の多くを占める農山漁村地域においては、農地や森林といった国土資源の管理水準の低下がみられるため、農地や森林の有する多面的機能を適正に発揮させる観点も踏まえ、農林水産業の振興を図る。

(2) 農林水産業の振興

本県の過疎地域においては、農林水産業は依然として地域経済を支える主要な産業であるが、健康・安全志向や食生活の多様化などの消費構造の変化、経済のグローバル化に伴う輸入農林水産物の増加、農業従事者の減少と高齢化の進行など、厳しい状況におかれている。一方、地産地消への関心の高まりなどにより、地元産の農林水産物に対する期待が高まっている。

こうした中、過疎地域においても時代に即した農林水産業の展開と農山漁村の振興を図る必要がある。

このため、第1に、農林水産業の意欲ある多様な担い手を育成、確保し、活気あるしなやかな農村の創造を目指し、以下の施策を展開する。

- 本県農業の持続的発展を支える農業の担い手を確保するため、認定農業者や農業生産法人、集落営農組織など効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、

新規就農者の確保、育成支援を充実する。また、女性や高齢者が、その能力と意欲を発揮できる環境を整備し、多様な担い手による地域活性化を図る。林業については、森林組合をはじめとした「意欲と能力のある林業経営者」など、地域林業を牽引し、収益性の高い林業・木材産業を實踐できる林業経営者等の育成、若者や女性も含めた林業従事者の育成・確保を図る。また、漁業については、次代の漁業を担う後継者の技術や経営能力の向上を図るための研修を行うほか、各種資金の活用等の推進により、意欲と能力ある経営体の育成、新規就業者や他産業からの参入者の確保を推進する。

- 農地中間管理機構の機能を活用して、地域の担い手となる農業経営体への農地の集積・集約化を推進するとともに、担い手の経営規模拡大や生産コストの削減を図るための基盤整備、農業機械の大型化等に対応した通作道などの整備、農業生産を支えるかんがい用水の安定確保に向けた農業用施設の長寿命化対策を行う。また、山村地域における産業振興や生活環境改善のための基幹林道の整備を促進するとともに、林業機械等の走行可能な作業道の整備など、効果的な林内道路網の形成による林業生産基盤の整備を図る。また、栽培漁業の促進、漁業資源の増大を図るための漁場環境の整備、生産性の向上と都市と漁村の交流を促進するための漁港関連施設の整備を行う。

第2に、過疎地域の基盤産業としての役割を発揮しながら魅力ある稼げる農林水産業の実現を目指し、以下の施策を展開する。

- 高度化・多様化している消費者ニーズを的確に捉え、消費者重視・市場重視の需要に応じた米づくり、水田転換畑を有効利用した大豆等の本格的な生産による土地利用型農業の新たな展開と園芸産地づくり、消費者が重視する「安全性」の確保に向けた取組の推進、農業経営の安定のため、地域の条件に応じた稲作・畑作・園芸・畜産・水産・特用林産を適宜組み合わせた周年・複合経営を推進する。
- 過疎地域の農産物が消費者から選択、支持されるよう、農産物の価値を高めるとともに、商工業や観光、環境など他産業との連携や、それらの技術の活用などにより、生産から加工、流通、販売まで地域ぐるみで行う6次産業化を進める。また、急成長するeコマース市場など販売チャネルの多角化へ対応していくとともに、生産者と消費者の交流機会を創出・拡大し、それを契機とした販路拡大に向けた取組を強化する。
- 林業においては、ICTの導入等による森林の適切な管理と木材生産体制の整備により、安定的な県産木材の供給を図っていく。また、新たな木材需要の創出に取り組みとともに、県民等に対する県産木材利用の普及啓発に努めるなど、県産木材の利用を促進し、林業・木材産業の活性化を図る。
- 水産業においては、水産資源の持続的利用により、つくり育てる漁業の推進や、水産物の安定生産を図るとともに、新たなブランド商品の開発など水産物の高付加価値化を推進する。

第3に、環境と調和した県土保全等多面的な機能を発揮する農林水産業の実現を目指し、以下の施策を展開する。

- 本県農林水産業の持続的な発展を実現していくため、持続的な生産・消費に寄与する環境保全型農業（有機農業や特別栽培等）を拡大し、自然環境、生活環境などの保全への配慮や農林水産業がもつ多面的機能の発揮を促進させ、適正な資源の管理、増進を進める。
- 県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農業・農村が持つ多面的な機能の低下が特に懸念される中山間地域等においては、中山間地域等直接支払制度に基づいた農地の保全や、多面的な機能の維持・増進を図る。

第4に、生産、生活そして交流の場として後世においても誇りをもって住むことのできる農山漁村の実現を目指し、以下の施策を展開する。

- 農山漁村の豊かな自然環境を保全するとともに、高齢者や障がい者にも配慮した快適で住みやすい生活環境の整備を進め、生産の場としてだけでなく居住の場としても積極的に位置付ける。また、自然環境や文化遺産など恵まれた地域資源を活かして地域の持続的発展に取り組んでいくという住民意識の醸成を図り、地域住民との連携をとりながら、魅力ある農山漁村づくりを進める。
- 自然や人とのふれあい志向などのニーズを喚起し、それを地域の持続的発展に結び付けていくために、グリーン・ツーリズムの推進などの施策を展開するとともに、農山漁村のもつ地域資源の潜在力を引き出すことにより、都市との多様な交流を推進する。
- 港湾施設については、港湾における諸活動の安全と活性化を推進し、県民が海に親しむことのできる開放的な親水空間の創出を図るとともに、快適で安全な港湾空間を持続するために良好な維持管理に努める。

(3) 地場産業の振興

過疎地域における地場産業の振興にあたっては、賦存する地域資源と、地域で継承され育まれてきた独自技術の有効的な活用を支援するとともに、そこで生まれた県産品が持つ歴史的背景や物語性などの魅力を発信していくことで、地域特産物等の訴求力向上を図る。

また、多様化が進む消費者のライフスタイルや価値観に対応するため、デザイナーやプロデューサーなど専門的人材の活用などを通し、変化する市場のニーズに対応した商品開発を促進する。

さらに、食品製造業者等と地域経済の基盤となっている農林水産業との連携により、地元の農林水産物を活用し地域の食文化に根差した特色ある加工食品を始めとする新商品の開発等を促進するとともに、販路の確保・拡大を進める。

加えて、大学や企業、行政などが有する様々な技術、ノウハウなどを活用し、新たな

分野への展開や県内外における取引拡大を進める。

(4) 商業の振興

過疎地域の商業は、少子高齢化による商業従事者の不足など、非常に厳しい環境にあるが、商店街を中心とする商業機能は、高齢社会や買物困難者への対応など地域住民のニーズに応じた生活支援の役割を果たすことが求められている。また、商店街を形成している地域は、長い歴史のなかで文化、伝統を育んできた「地域の顔」であることから、歴史、文化、特産物等の地域資源の活用により商店街の魅力を高め、過疎地域の商業の活性化を図っていくことが期待されている。

このため、過疎地域における商業・商店街の振興にあたっては、商店街の組織力強化を図るため、まちづくりを担う人材の発掘・育成を進めるとともに、商店街組織等が行うイベント等の賑わいづくりの取組の支援や、地域外の商業者とも連携しながら、商業・商店街の活性化を図る。

また、移動販売や宅配事業等により、買物困難者対策といった地域課題の解決に取り組む商業者を支援し、地域商業の機能強化を図る。

(5) 情報通信産業の振興

情報サービス産業においては、県内企業における I o T の導入・活用を促進するため、産学官金が連携した推進体制である「山形県 I o T 推進ラボ」を中心に、過疎地域の条件不利性を解消し、少ない人口で地域社会を維持・発展させるための有効な手段である I o T ・ A I 等の先端技術に関する普及啓発を図る。

(6) 企業の誘致対策

過疎地域への企業誘致については、「山形県産業振興ビジョン」に掲げる成長 6 分野の企業や、先端技術分野などの本県の強みを活かせる分野の企業、県内企業との取引拡大が期待できる企業など、県内産業への波及効果が期待される企業の誘致を推進するとともに、本県の多様な技術力を持つ企業の集積を活かした自動車関連企業の誘致活動を促進する。

加えて、若者や女性の県内回帰・県内定着を促進するため、雇用の受け皿となる本社機能、研究開発機能の誘致活動を促進する。

その際、通勤圏の拡大など、広域的な観点を踏まえ、土地利用、自然環境の保全、労働事情等を勘案しながら立地促進に努めるものとする。

また、工場進出等に伴う企業負担を軽減するため、企業立地促進補助金、産業立地促進資金や各種税の優遇制度の活用を図りながら、積極的な誘致活動を推進していく。

(7) 起業の促進

過疎地域における企業の新規創業は、過疎地域の経済の活性化、内発的発展に極めて重要であり、また、地域住民の就業機会を確保していく上でも促進を図る必要がある。

まず、産官学金が連携し、創業に必要な情報の提供、事業計画の立案や資金確保など一貫した支援を行うとともに、産業支援機関等において創業支援の中核となる専門人材の配置や育成の強化を図ることで、過疎地域における創業希望者を、関係機関・団体が一体となって支援する体制を構築する。

また、地域の課題解決や活性化について、新しい発想と意欲を持ちチャレンジ精神豊かな若者や女性等の起業マインドを持った人材の育成を図るとともに、多様な主体を対象とした、創業のための準備や手続、参考事例等の情報発信を強化することで、創業しやすい環境をつくり、過疎地域における創業希望者の確保にもつなげていく。

さらに、地域経済の活性化のためには域外から活力を獲得することも重要であることから、U・I ターン者に対する創業支援を強化することで、地域の将来を担う新しい人材の確保を促進する。

(8) 観光の振興

新型コロナウイルスの世界的感染拡大に伴い、密を避けた旅行の需要が高まっており、自然豊かな過疎地域は、心穏やかにゆとりや癒しを体験できる魅力ある地域として、都市住民等からの脚光を浴びる時代を迎え、多くの都市住民等の来訪と実り多い観光交流を育むことができる地域として期待されている。

また、観光は、人と人との触れあいを通じて感動や地域への自信と誇りを生み出すとともに、農林水産業や商業、工業その他の産業との関連が深い上に裾野も広く、経済波及効果の大きい産業であることから過疎地域の持続的発展に貢献することができる。

過疎地域における観光の振興にあたっては、「山形ならではの」精神文化や美食・美酒、自然、温泉等の魅力を活かし、安全・安心・快適な環境の整備による魅力的な観光地づくり、デジタルマーケティングの推進による効果的な情報発信、国内誘客やインバウンド誘客の推進による観光交流人口の拡大、観光産業を担う人材の育成・確保による観光産業の成長促進による地域活性化などに取り組んでいく。

3 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

インターネットの普及とコンピュータの能力向上、情報通信端末の高度化・多様化等により、従来利用することが困難だった多量多種のデータの収集や分析が可能となり、未来の予測や異変の察知を行い、消費者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営効率化や新産業創出等が可能となっている。

加えて、タブレットやスマートフォン、SNS等の普及は人々の情報の収集、発信、コミュニケーションのあり方を大きく変化させるとともに、テレワーク、ワーケーションといった場所にとらわれない新たな就業スタイルも生み出している。

こうしたデジタル技術の急速な発展とそれに伴う変革を、過疎地域においても、防災、環境、子育て、福祉、産業、交通、観光、農林水産、建設、教育等のあらゆる分野において推進する必要がある。このため、地域において、子どもから高齢者まで、誰もがいつでも情報通信ネットワークを活用できるよう、必要な環境の整備を図る。

(2) 電気通信施設の整備

県内のごく一部に残されている、ブロードバンドや携帯電話を利用できない地域の早期解消を図るとともに、観光地等における公衆無線LANの整備等により、地域住民の利便性向上、社会経済活動の活性化を図る。

(3) デジタル技術の活用

今後は、防災、環境、子育て、福祉、産業、交通、観光、農林水産、建設、教育等あらゆる分野において、地域の課題解決や、暮らしや仕事などにおける住民利便性の更なる向上のため、デジタル技術の効果的な活用を図っていく。

また、県民の一人ひとりがデジタル技術を主体的に活用していくためには、情報を選択、加工、発信できる情報活用能力を高めることが一層重要になることから、その普及啓発や学習機会の充実を図るとともに、情報セキュリティや情報モラルの向上など安心してデジタル技術を利用できる環境づくりも進めていく。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

これまでの過疎対策において、地域内あるいは都市地域との交通確保、時間距離の短縮が、格差是正の基本として重視されてきた結果、市町村道等の整備は着実に進んでいる。また、本県においては、幹線鉄道的高速化・利便性向上、高規格道路の整備、県内2空港や酒田港の利用拡大などを進めてきた。これにより、県民の行動や産業活動の範囲は大きく拡大し、活発な交流が展開されている。

今後は、高規格道路をはじめ、鉄道、航空ネットワークなどの広域的なネットワークの機能の強化や公共交通機関の維持をはじめ、県内の生活圏間や主要都市間、近隣県間を結び、地域間交流の拡大や産業・観光の振興、安全・安心の確保につながる地域間・地域内の交通ネットワークを充実するとともに、通勤・通学、買い物、通院など日常生活を支える、地域の実情に応じた、持続可能な地域交通システムを構築する。

(2) 国県道及び市町村道の整備

活力ある地域産業の振興・広域的な交流連携を図るため、高速道路ネットワークが脆弱な現状や、高速道路があっても利用するためのICアクセス道路が利用しにくい現状等の改善、及び身近な生活圏間の主要都市を連絡する一般国道や主要な県道の隘路区間やボトルネック箇所の解消やバイパス整備、過疎地域を含む生活圏内の中心市街地と中山間地域を連絡する生活に不可欠な道路における地域の実情やニーズに即した改善、また、通学路などの歩道整備、バリアフリー化の推進、緊急輸送道路の耐震性等の強化、事故危険箇所の解消、落石・冠水対策や雪寒施設の整備を推進するとともに、道路施設の長寿命化と除雪を含む維持管理を効率的に推進する。

こうした取組を推進するため『山形県道路中期計画2028』を策定し、「県内産業や観光の振興を支える社会基盤となるみちづくり」、「災害を未然に防止し安全・安心に利用できるみちづくり」、「既存ストックを有効活用し快適な暮らしと地域の活力を生み出すみちづくり」の「みちづくりの3つの柱」を掲げ、重点的に取り組む。

市町村道は、国・県道を相互に連絡し、地域におけるコミュニティを結びつける道路であるため、国・県道とのネットワーク形成を図りながら、通勤・通学・買い物・通院など日常生活を支える各種施設へのアクセス、地域産業の振興等が促進されるような道路網の整備を図る。併せて、防災・減災に向けた道路機能の強化、道路施設の長寿命化と除雪を含む維持管理を効率的に推進する。

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

農道、林道及び漁港関連道については、農林水産業の経営の近代化、農林水産物の流通の合理化及び生活環境の整備・改善に資するものであり、地域の持続的発展と農林水産業の振興のために不可欠なものとして整備を行う。

この場合、基幹的な農道及び林道については、県代行事業で実施することなどにより整備の促進を図っていく。

(4) 地域交通の確保

過疎地域においては、身近な交通手段の確保が地域住民、特に高齢者や児童・生徒等の交通弱者にとって不可欠であることから、地域住民による利活用が十分に図られることを前提とし、デマンド型交通、自家用有償運送、福祉バスの運行やスクールバスの一般住民利用などの多様な交通手段を含めた交通確保対策を推進する。

また、村山・最上・置賜・庄内の各圏域ブロックにおける中心都市及び基幹集落等への通勤・通学に利用する交通機関の確保を図るとともに、併せて通院や買い物など、交通弱者にも配慮した公共交通ネットワークの構築を図る。

さらには、既存の地域公共交通の利便性向上や新たな移動手段の提供に繋げるため、様々な移動サービスの実態やニーズに関するデータを集約・共有するとともに、当該データをオープンデータとして活用することにより、移動の円滑化を図る。

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

過疎地域への移住・定住を促進し、都市住民などとの交流の活発化、快適な県土づくりを進めるため、過疎地域においても住民が安心して住み続けられる生活環境の整備を推進する。

また、若者が定住したくなるような街づくりを図るため、良好な住宅地の提供など、住環境の整備を積極的に推進する。この場合、地域住民からの整備要望の高い生活排水処理施設、都市公園、生活関連道路、廃棄物処理施設等の社会資本については、広域市町村圏計画等との整合性を図りながら生活者の視点に立って有効に整備していくとともに、消防や災害対策を進め、安全な地域づくりをより一層推進する。

さらには、豊かな自然環境の保全を図るとともに、景観に配慮した公共施設等の整備等を行うことにより美しい県土づくりを推進する。

(2) 水道、生活排水処理施設の整備

水道施設については、水道水の安定供給が図られるように給水人口の減少、水道施設の老朽化や水需要の変化に対応し、効率的な運営、計画的な維持修繕・施設更新を促進する。

また、生活排水処理施設についても、人口の減少と、下水道や農業集落排水等の集合処理施設の老朽化に対応し、持続可能な汚水処理を行うため、排水処理施設の広域化・共同化を促進していく。

(3) 消防・救急施設の整備と地域防災力、自然災害対策の強化

最近の災害の複雑多様化に対応し、今後とも消防ポンプ自動車、災害救助用資機材、防火水槽、救急自動車等の常備消防における施設の整備や消防団施設・装備の強化、充実に図る市町村の取組を促進する。

消防団は、地域防災力の中核として重要な役割を果たしているが、団員の減少等が進んでいる。このため、地域住民や企業等の理解を得ながら市町村等関係機関と連携した入団促進を図るとともに、自主防災組織等との連携による防災力の強化を図る。

消防組織体制の充実については、広域市町村圏等の組織体制の強化のほか、指令センターの共同化等による消防力の充実強化を促進する。また、機動的かつ広域的な航空防災体制の推進を図るため、市町村及び消防本部と連携しながら消防防災ヘリコプターの運航を行う。

自主防災組織に対しては、市町村と連携して、自主防災リーダーの育成、訓練の充実等、組織の育成・強化のための支援を行い、地域の自主的な防災活動を活性化していく。

また、高齢者など災害時の要配慮者の避難体制を強化するため、同報系防災行政無線の整備や、避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の策定など、市町村が行う体制整備の取組を支援していく。

自然災害へのハード対策としては、令和2年7月豪雨等の風水害や土砂災害などの被

害を受けた箇所に対する優先度に応じた効果的な河川施設整備や、要配慮者利用施設対策等を優先とする砂防施設整備のほか、地すべり対策事業や治山事業等に取り組んでいく。

(4) 克雪、利雪及び親雪等、総合的な雪対策の推進

県民の雪に対する発想の転換を促し、雪による地域活性化に向けて、観光・社会福祉・産業支援・試験研究・行政等の関係機関・団体からなる「いきいき雪国やまがた推進県民会議」を平成 28 年度に創設し、県民の機運を高めている。

また、雪に関する施策の充実を図るため、平成 30 年度に「いきいき雪国やまがた基本条例」を制定するとともに、令和元年度には新たな山形県雪対策基本計画及び山形県雪対策アクションプランを策定し、総合的な雪対策に取り組んでいる。

今後も、「いきいき雪国やまがた推進交付金」による地域の実情に合った市町村の取組支援や、雪国の文化や冬の楽しさを伝える「雪文化マイスター」の認定事業等を行い、豪雪県として、克雪・利雪・親雪それぞれの観点から、雪に関する総合的な施策を積極的に推進する。

(5) 美しい景観の形成

過疎地域における美しい自然を基礎とした山岳の眺望景観、河川景観や地域独自の文化芸術、歴史的建造物の保全を図る。農山村においては、地域資源や田園景観等の維持と向上を図り、地域の振興につながる集落やまち並みの景観形成を進めるとともに、自然環境や良好な景観の保全等の多面的機能を健全に発揮するため、県民参加による美しい地域づくりを推進する。

また、各種の民間・公共事業等の実施にあたっては、自然環境や風景との調和やデザインに十分配慮し、地域づくり・まちづくりに資する美しい景観の保全と創出に努める。

(6) 空き家対策の推進

高齢化や人口減少の進展に伴い、空き家戸数が増加している。現状では、売却や賃貸の目的がなく未活用となっている空き家が全体の約半数を占めていることから、空き家の利活用の促進が重要となっている。

空き家の実態把握や危険な空き家の除去、空き家バンクの活用といった市町村の取組に対して、県としても情報提供や技術的助言、市町村相互の連絡調整といった役割を果たしていくとともに、関係団体との連携により課題やニーズの把握に努め、空き家対策を推進する。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本県においては、少子化の進行などにより過疎地域においては児童数の減少が続いているが、児童の健全育成と子育て環境の整備を推進することは、地域の持続的発展を図るうえで極めて重要であることから、市町村が地域のニーズに基づき策定した計画により、保育所や認定こども園の整備など、地域における児童健全育成と子育て環境の基盤の整備・強化を推進していく。

一方、過疎地域を中心に全国平均を上回るスピードで高齢化も進んでおり、高齢化への対応が緊急の課題となっている。こうした本格的な高齢社会に備えるため、「やまがた長寿安心プラン」に基づき、「高齢者一人ひとりが自分らしく健やかに安心して暮らせる“幸せやまがた”の実現」を基本目標に、行政だけでなく、保健・医療・福祉関係団体及び地域住民が力を合わせて、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの構築」を目指し、高齢者を支える総合的なケア体制を充実させていく。

また、県民が互いに支え合い、生きがいを持って暮らせる健康安心社会を実現するため「山形県地域福祉推進計画」に基づき、社会的弱者と称される高齢者や障がい者が、地域社会の一員として健全な社会生活を営んでいけるよう、過疎地域においても、自立した家庭生活、社会活動を行うための円滑・安全な移動手段の確保、社会生活にかかわりの深い公共的施設の整備など、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進していく。

(2) 児童等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

i) 児童の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

児童の健全育成と子育て環境の整備を推進することは、次代を担う子供の数が減少傾向にある過疎地域において、特に緊急に取り組むべき課題である。

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、妊娠期から子どもの成長段階に応じた情報提供や相談機能を充実するとともに、子育て家庭に対する経済的支援を充実するなど、子育てに関する不安感と負担感の解消に向けた取組を強化する。

また、「マザーズジョブサポート山形・庄内」における出産や子育て等で離職した女性の再就職支援のほか、親の就労状況や家族形態に応じた様々なニーズに対応できる多様な保育サービスの充実と、企業における両立支援の取組の促進などにより、子育てと仕事の両立に向けた支援を充実する。

さらに、結婚を望む人の希望が叶うよう市町村や民間団体、企業、地域等と連携したオール山形による出会い・結婚を応援する活動を展開するほか、日本一の三世帯同居率の高さや、子育てや社会経験が豊富な中高年層の力を活かした世代間の支え合いによる子育て支援など、社会全体による結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援を推進する。

ii) 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

障がい者福祉対策については、第5次山形県障がい者計画に基づき、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがいきいきと、自ら望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現を目指して、障がい者の福祉を積極的に進めていく。具体的には、過疎地域においても、障がい者が地域において自立した生活を営むことができるとともに、あらゆる分野での社会参加が促進されるよう、地域での就労の場の確保を図るほか、障がい者の地域への円滑な受け入れを進めるため、地域住民の理解を促進する。また、地域における多様なサービスニーズに対応できる障がい福祉サービス提供体制の整備についても推進する。さらに、平成28年4月に施行された「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別を解消するための措置を講じて、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現を図るとともに、「みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、建築物等のバリアフリー化を進め、障がい者の移動手段の確保や障がい者への支援等を積極的に推進していく。

(3) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

高齢社会は、健康にも恵まれ、豊富な経験と豊かな知識、状況に応じた高度な判断力を備えた人々が増加する、成熟した社会であり、明るく活力に満ちた地域社会を築いていくため、従来の慣習やイメージにとらわれず、高齢者の豊かな知識や経験が活かされ、高齢者が社会を支える一員として積極的に社会における役割を果たすことが期待されている。

一方、過疎地域では高齢者が人口に占める割合が県平均よりも高いため、介護を必要とする方や認知症の方の割合も高くなると見込まれる。このため、保険者機能の強化を推進し、高齢者の自立支援・重度化防止を図るとともに、万が一、介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自分らしく生活ができ、高齢者が必要なサービスを円滑に利用できる体制づくりを推進していくことが必要である。

よって、次のような施策を展開する。

- 高齢者の社会参画、生きがいづくりの推進
高齢者が移動や配食等を必要とする方への生活支援の担い手として社会参加し、生きがいを持って生活できる仕組みづくりを推進する。
- 生涯を通じた新たな健康づくりの推進
高齢者が自立した生活を確認し、いきいきとした日常生活を送ることができるよう、生涯を通じた健康づくりを推進する。
- 総合的な介護予防の推進
高齢者が体操や趣味活動等を行う、住民主体の通いの場の更なる拡大を図るとともに、運動・口腔・栄養等の総合的な視点から介護・フレイル予防を推進する。
- 保健福祉サービス体制の充実

住み慣れた地域や家庭で、自立した生活を送るうえで必要なサービスを的確に利用できるよう、サービス基盤の充実とサービスの質の向上を図るとともに、多様なニーズに応じた住まいづくりを進める。

○ 認知症高齢者施策の推進

認知症になっても安心して希望を持って生活できる地域社会の実現を目指し、「認知症への正しい知識の普及促進」、「認知症予防の推進」、「医療と介護分野の対応力強化」、「認知症の人と家族にやさしい共生地域づくり」の取組みを進める。

○ 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待の早期発見・早期対応を促進するとともに、パンフレットの作成や研修会の開催等により、虐待のない社会に向け、周知・啓発を推進する。

○ 安心を提供できる包括的な相談体制の充実

高齢者及びその家族等が抱える様々な問題に総合的に対応するため、地域包括支援センターの機能強化及び複雑化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な相談体制の整備を支援する。

○ 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者の自立と社会参画を進めるため、円滑に日常生活を営むことができる暮らしやすい環境の整備を促進する。

○ 多様なサービスの充実

高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの展開を支援する。

(4) 地域福祉活動の推進を図るための対策

県民がともに支え合い、だれでも安心して暮すことができる地域づくりのため、山形県地域福祉推進計画に基づき、福祉を担う専門的人材の育成・確保・定着や資質向上、ボランティアやNPOなど多様な主体による地域福祉活動等への支援など、地域福祉を支える「人づくり」を推進するほか、地域福祉の基盤となる地域コミュニティを活かした住民主体による支え合いなど、地域を挙げて取り組む安全・安心な地域づくりを推進する。

また、福祉サービスの利用制度化に伴い、利用者が自分にふさわしい福祉サービスを選択できるように、利用者と事業者間の福祉サービスに関する調整を行う「福祉サービス利用適正化事業」の充実や利用者がサービス内容を客観的に判断できる「第三者評価事業」など、利用者の立場に立った福祉サービス制度の体制整備を積極的に推進する。

7 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

医療資源の都市部への偏在等により過疎地域の医療需要に対応できないため、県単位のへき地医療対策が必要であることから、広域的なへき地医療支援の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を実施する「山形県地域医療支援機構」を運営するとともに、地域内の町村立診療所や市町立病院への支援を行うため、二次医療圏ごとに指定されたへき地医療拠点病院（4病院）により、へき地診療所等への医師派遣等の支援を強化するなど、へき地医療の確保・充実を図る。

需要が増大している救急医療については、同じく広域的な視点に立ち、二次保健医療圏を単位とする救急救命機能の整備を推進するとともに、救急隊員による、救急業務の高度化やAEDの普及を推進し救命率の向上を図る。また、救急医療で活躍するドクターヘリについては、過疎地域での重篤な傷病者などの発生に対し有効な活用を図るとともに、隣県との広域連携を一層推進し、救急医療体制の充実強化を図る。

一方、高齢化や生活環境の変化に対応して、高齢者が健やかでいきいきとした生活を送ることが可能となるよう、保健・医療・福祉等のサービスが相互に連携し総合的な支援措置を講じることができるよう、健康教育、保健指導、検診体制の整備等、健康づくり対策をより一層充実強化する。

(2) 無医地区等対策

病院関係者及び行政機関等の連携を図りながら、地域の医療需要に応じた医師の確保に努めるとともに、病院・診療所の施設設備の整備など、医師の定着しやすい環境の整備を行う。

また、保健予防活動の充実を図るため、市町村の保健師や管理栄養士等が健康教育、健康相談、生活環境の改善等の活動を行う。

(3) 特定診療科に係る医療確保対策

小児科・産婦人科など特定診療科については、専門医の確保に努めるとともに、医療機関の連携等により医療提供体制の充実を図る必要がある。

8 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

知徳体がバランスよく調和し、自立した一人の人間として社会の発展に貢献する総合的な力である「人間力」を磨き、山形県の持続的発展のため、生まれ育った郷土を愛し、地域で活躍し、未来を切り拓いていく人材の育成を目指す。

そのため、小学校から中学校を通して「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」の視点から、社会全体で学校や子どもの教育を支えていく取組を促進する。また、本県の豊かな自然や地域それぞれの歴史や文化、産業など、地域のよさへの理解を深めるために、地域の資源を活用した様々な体験活動や探究的な学びを推進する。

さらに、小学校・中学校における少人数学級編制を活かし、児童生徒理解に基づいたきめ細かな指導や、教育におけるICTの効果的な活用等、過疎地域において、優れた人材の育成とともに地域への定住を促進する上で重要な要素となる良好な教育環境の整備についても進めていく。

過疎地域の小中学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす場所であるとともに、地域コミュニティの拠点施設として万一の際の避難所に指定されているところが多いことから、できるだけ早期に施設の耐震化を完了させるとともに、今後の児童生徒数の動向や教育内容の充実等を考慮しながら、計画的に施設整備を推進する。

また、住民の主体的な活動や生涯学習ニーズに対応するため、集会施設、体育施設、社会教育施設等の環境整備や、生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努め、これらを通じて他地域との交流を図る。

(2) 公立小中学校等の統合整備等教育施設の整備

i) 小・中学校教育施設の整備

過疎地域の小中学校施設において耐震化が完了していない施設のある市町村教育委員会に対しては、国庫補助を活用した早期の耐震化完了を要請するとともに、今後の児童生徒数の動向や地域の実情を考慮しながら、新たな学習指導要領に対応できる創意工夫をこらした学校づくりやコミュニティの拠点として地域に開かれた学校づくりなど、多彩な学習需要等に対応できる施設整備を推進する。

学校統合にあたっては、地域の事情に十分配慮するとともに、統合後の教育効果や学校運営並びに通学手段等も検討し、地域住民の理解と協力を得ながら実施していく。

また、統合等に伴い学校施設として使用しなくなった施設については、地域での愛着を育んできた貴重な地域資産の観点を活かしつつ、施設の現状や行政・地域のニーズに配慮しながら、企業の誘致による新たな産業拠点としての活用や、地域と都市との交流拠点や子どもの体験活動のフィールドとして再整備するなど、その有効活用を図っていく。

ii) 学校規模を生かした学びの充実

過疎地域の対応としては、小・中併設校等への教員配置や中学校への非常勤講師措置等を実施するほか、教員研修事業の充実を図る。

また、ICTを活用した交流学习等によって、豊かな自然環境を活かした学習経験の深化と多様化を図る。

高校においては、学校を核としたまちづくりの視点から、小規模校の魅力化、活性化を推進する。また、少子化の進行により高校の統廃合等の再編整備を進める場合も、できるだけ幅広い選択肢を確保した学科を配置するなどして、学びの機会の地域間格差が広がらないよう配慮する。

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備

身近な地域におけるコミュニティ活動の拠点となる施設の充実を図るとともに隣接市町村等との広域的な連携による既存施設の有効利用を図りながら、文化、スポーツに対する地域住民のニーズの高まりに的確に対応していく。また、補修・修繕による施設の長寿命化や使用されなくなった施設の他用途転用を推進する。

i) 社会教育施設等の機能充実及び学びの場づくりの促進

図書館、公民館、青年の家、少年自然の家等の社会教育施設は、地域における生涯学習等の拠点として、地域資源を活用した魅力ある活動プログラムの提供等、生涯学習に関する多様な学びの場を提供しながら、今後とも施設の充実に努め、地域内外との交流などにも有効に活用していく必要がある。

このため、社会教育施設関係職員の資質向上に向け、社会教育士の養成に向けた研修等の支援により、社会教育の充実や生涯学習の推進、学校・家庭・地域の連携・協働を図るとともに、地域の実情に応じた運営・活動が積極的に行われるように支援していく。

図書館についても、本来の機能に加え、企画展示・イベントの充実等により、知の拠点はもとより、幅広い世代の方々が交流する賑わいの拠点となるよう機能の充実を図る。

ii) 社会体育施設の整備及び地域活性化の促進

総合体育館等の大規模な中核的社会体育施設については、広域的な観点に立ち、市町村等との適切な役割分担の下に整備を図るとともに、自然環境や地域特性を活かしたスポーツの促進、全国規模の大会の開催などを推進し、競技力向上及び地域活性化を図る。あわせて、地域住民がライフステージに応じ、生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりを行えるよう、総合型地域スポーツクラブの育成支援など、より身近な生活・コミュニティ圏におけるスポーツ環境の整備を進める。

また、小・中学校の統廃合に伴う旧学校体育館等の体育施設については、社会体育施設への活用等を図り、地域におけるスポーツ活動の普及・振興を促進していく。

9 集落の整備

(1) 集落整備の方針

集落の人口減少が進行するなか、集落機能を維持し、活性化を図っていくためには、住民一人ひとりが主体的に地域づくりに取り組むことが重要であることから、住民主体の地域づくりを行うための主体となる「地域運営組織」の形成に向けた取組を進めていく。

また、単独の集落だけでは集落機能の維持などの課題を解決できない状況も見られることから、周辺集落と連携した助け合いや、住民の意思を尊重しながら広域的な集落機能の再編について検討していく必要があり、集落ネットワーク圏の形成や「小さな拠点」といった施策にも取り組んでいく。

地域づくりに関する優良な取組事例を積極的に紹介する等して他地域への普及を図るほか、市町村における地域担当職員や、市町村職員と連携しながら集落の巡回・点検を行い、住民等の話し合いを促進する役割を担う集落支援員を配置して課題解決に向けたサポートを実施することも必要である。

また、地域課題を解決するための調整役としての役割が期待されるNPO等による中間支援組織とも連携し、地域の取組を支援していくほか、地域おこし協力隊といった外部人材の活用や、地域づくり活動の中核を担う人材の育成等に積極的に取り組んでいく。

(2) 集落の再編整備

過疎化、高齢化の進行から社会生活の維持が困難な集落については、「小さな拠点」や集落ネットワーク圏の形成等により近隣集落同士の連携や機能補完等の取組を進めるとともに、集落の基礎的条件が著しく低下した集落に対しては、集落の再編も選択肢となるが、その場合には住民との合意形成を丁寧に図りながら、個々の住民の将来生活設計と新しいコミュニティ形成を軸とした住民主体の集落再編に取り組む必要がある。

また、自然的・地理的な条件あるいは防災上の見地から、今後、移転等を要すると考えられる地区については、地域住民の意向を十分踏まえ、地域内の新たなコミュニティの形成、維持に十分配慮した集落再編を図っていく必要がある。

10 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

本県には、恵まれた自然と長い歴史に育まれた個性豊かで貴重な伝統文化が各地に存在している。これら伝統文化の伝承とともに、地域住民の文化意識を向上させ、文化活動の活発化と新たな地域文化の創造を促すことが大切であり、このため関連する施設整備はもとより、鑑賞機会の充実、指導者の養成、情報提供体制の整備、観光・産業振興との連携など、広域的な連携のもとハード、ソフト両面での施策を展開していくことが重要である。

こうした地域における文化創造活動を通じて、世代間・地域間・国際間の交流を行うことは、新たな刺激を生み出し、地域文化の一層の振興と交流人口の増加を促進すると考えられる。若者が郷土への愛着と誇りを持てるような魅力ある地域社会の形成及び定住の促進に通じていくことが期待される。

また、潤いや憩いなど、心のやすらぎを享受できる快適な生活環境は、豊かな文化を育む大切な基盤である。このため、地域に残された貴重な伝統文化の伝承や地域住民の手による活発な文化活動への支援など、ソフト対策の積極的な推進を図るとともに、県・市町村及び地域住民の連携のもと、貴重な文化資源や豊かな自然を活用した美しい景観や街並みを創造し、より高い文化性を有した魅力と誇りに満ちた地域づくりに努めていく。

さらに、豊かでゆとりある住みよい県土づくりを進めるためには、県内それぞれの特性を活かして活力ある地域形成を目指し、地域に根ざした文化を継承・発展させ、文化の薫り高く個性ある地域づくりを進めていくことが求められている。住民の文化活動は自発的・主体的に行われることが大切であり、こうした文化活動への支援、鑑賞機会の充実などを推進していくとともに、このような活動の場となる文化施設の整備と合わせ、利用促進のためのネットワークの形成に努めていく。

また、地域文化等を次世代に継承する力など地域の教育力が弱まる中で、地域文化の伝承活動を通じた子どもたちの郷土への愛着の醸成や文化芸術に触れる機会の拡充による感性豊かな子どもたちの育成を図るとともに、高齢者層が文化活動に参加しやすい環境づくりを推進し、多世代間の交流を促し、地域文化の継承や新たな文化の創造に努めていく。

(2) 地域文化を活用した社会づくり

地方創生の取組においては、「ものの豊かさ」だけでなく、「心の豊かさ」を重視するとしており、経済政策と精神面での政策の両面から推進していくことが求められている。こうした中、平成 28 年から平成 30 年にかけて、本県においてユネスコ無形文化遺産登録、日本遺産認定などが続き、本県文化が国内外からより一層注目を集めており、交流人口が増加することが期待できることから、住民が郷土の文化に誇りと愛着を持ち、国内外に文化を積極的に発信し、文化を通じた多様な交流が行われる社会づくりが進められている。

このような中、文化資源等や文化財の保存と活用の相互の好循環の取組を推進するため、過疎化、少子高齢化を背景に滅失や散逸が課題となっている有形・無形の文化財や伝統文化を地域で守り、これら文化財等を地域活性化に繋げる取組を進める。

また、「山形県総合文化芸術館」等の文化施設や文化資源保存活用施設などの本県の特色ある文化資源等を活用し、国内外との文化交流や観光振興への活用を促進する。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針

風、森林、水、地熱、雪など過疎地域に豊富に賦存する再生可能エネルギー資源を活用したエネルギー供給基盤を整備し、エネルギーの安定供給を図る。また、地域の中にエネルギー源を配置することにより、生活や産業活動に必要なエネルギーを地域の中から生み出し、産業の振興・地域の活性化につなげ、より安心して暮らせる持続可能な社会の実現を図る。

なお、再生可能エネルギー発電施設の導入に当たっては、自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和について、地元と十分な合意形成が図られるよう、進めていく。

(2) 大規模事業の県内展開促進

カーボンニュートラル実現の道筋を見据え、FIT制度や系統運用の見直しなどの動向を注視し、再生可能エネルギーの導入拡大を促進する。

また、今後、更なる再生可能エネルギーの導入を推進するためには、風力発電の導入は不可欠であるが、漁業者や地元住民のより一層の理解浸透を図りながら、地元がメリットを最大限享受できる本県沖での洋上風力発電の導入を推進する。

(3) 再生可能エネルギーの地産地消

再生可能エネルギーの導入拡大を進めていくためには、電源や熱源の開発だけではなく、その消費も合わせて進めていくことが重要であることから、㈱やまがた新電力のノウハウを活用した地元密着型の地域新電力の創出や、小規模な発電事業者に代わり電力の需給管理を行うアグリゲーターの育成支援、熱利用の促進等を行うことにより、県内で生み出した再生可能エネルギーを県内で消費する地産地消を推進する。

(4) 地域資源活用による経済循環及び地域課題の解決

地域の再生可能エネルギー資源を活用して地域で生み出した再生可能エネルギーを地域で使用することは、再生可能エネルギーの「地産地消」に資するものであるとともに、地域の雇用や利益、環境価値を生み出し、グリーンイノベーションの実現に繋がるものであり、地域経済に好循環をもたらすことが期待されている。

このため、地域資源を活かした再生可能エネルギー導入により、これまで地域外に流出していたエネルギー支出を地域内で循環させるとともに、地域の様々な事業主体が再生可能エネルギー事業に携わることにより、地域の雇用・利益・環境価値を創出させる。

参 考 资 料

過疎地域の要件該当状況

【法第2条第1項1号に基づく過疎市町村】((1)、(2)、(3)の全てに該当)

(1) 人口に係る要件 (次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当すること。)

(イ)昭和50年国勢調査人口と平成27年国勢調査人口による人口減少率が0.28以上であること。

(ロ)昭和50年国勢調査人口と平成27年国勢調査人口による人口減少率が0.23以上で、かつ、平成27年国政調査における高齢者比率が0.35以上であること。

(ハ)昭和50年国勢調査人口と平成27年国勢調査人口による人口減少率が0.23以上で、かつ、平成27年国政調査における若年者比率が0.11以下であること。

(ニ)平成2年国勢調査人口と平成27年国勢調査人口による人口減少率が0.21以上であること。

(2) 財政力に係る要件

平成29年度から令和元年度の3箇年度の財政力指数の平均が0.51以下であること。

(3) 地方財政法施行令附則第3条第1項各号に掲げる売得金及び売上金に係る収益の額が40億円を超えるものを除くこと。

| 市町村名 | 人 口 | | | 28% 以上 | 21% 以上 | 35% 以上 | 11% 以下 | 0.51 以下 |
|------|--------|--------|--------|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|
| | S50年 | H2 | H27年 | 減少率 (長期) S50-H27 /S50 | 減少率 (中期) H2-H27 /H2 | 高齢者 比率 H27年 65歳 以上 | 若年者 比率 H27年 15歳以上 30未満 | 財政力 指数 (H29~R1 平均) |
| 村山市 | 32,670 | 31,589 | 24,684 | 24.4 | 21.9 | 35.0 | 11.8 | 0.37 |
| 尾花沢市 | 25,377 | 23,909 | 16,953 | 33.2 | 29.1 | 36.7 | 9.9 | 0.29 |
| 西川町 | 10,016 | 8,554 | 5,636 | 43.7 | 34.1 | 40.0 | 9.8 | 0.24 |
| 朝日町 | 11,646 | 10,417 | 7,119 | 38.9 | 31.7 | 39.4 | 10.1 | 0.20 |
| 大江町 | 11,801 | 10,724 | 8,472 | 28.2 | 21.0 | 35.9 | 11.6 | 0.28 |
| 大石田町 | 10,952 | 10,292 | 7,357 | 32.8 | 28.5 | 34.8 | 10.1 | 0.24 |
| 金山町 | 7,959 | 7,886 | 5,829 | 26.8 | 26.1 | 32.2 | 12.0 | 0.21 |
| 最上町 | 13,520 | 12,541 | 8,902 | 34.2 | 29.0 | 34.6 | 9.5 | 0.23 |
| 舟形町 | 8,033 | 7,806 | 5,631 | 29.9 | 27.9 | 36.4 | 9.8 | 0.21 |
| 真室川町 | 13,253 | 12,230 | 8,137 | 38.6 | 33.5 | 36.8 | 9.8 | 0.20 |
| 大蔵村 | 5,598 | 4,982 | 3,412 | 39.0 | 31.5 | 34.3 | 10.2 | 0.16 |
| 鮭川村 | 6,724 | 6,396 | 4,317 | 35.8 | 32.5 | 35.6 | 10.1 | 0.18 |
| 戸沢村 | 7,939 | 7,248 | 4,773 | 39.9 | 34.1 | 35.2 | 10.5 | 0.16 |
| 川西町 | 22,539 | 21,548 | 15,751 | 30.1 | 26.9 | 33.9 | 10.6 | 0.25 |
| 小国町 | 12,649 | 11,315 | 7,868 | 37.8 | 30.5 | 36.8 | 10.5 | 0.26 |
| 白鷹町 | 18,977 | 18,112 | 14,175 | 25.3 | 21.7 | 34.4 | 10.7 | 0.29 |
| 飯豊町 | 10,764 | 9,880 | 7,304 | 32.1 | 26.1 | 34.7 | 10.8 | 0.20 |
| 遊佐町 | 20,481 | 19,705 | 14,207 | 30.6 | 27.9 | 37.2 | 9.4 | 0.30 |

【法第3条第1項に基づく過疎市町村】((1)、(2)、(3)の全てに該当)

(1) 人口に係る要件 (合併前市町村の人口が次の(第1号)から(第4号)までのいずれかに該当すること。)

(第1号)昭和50年国勢調査人口と平成27年国勢調査人口による人口減少率が0.28以上であること。

(第2号)昭和50年国勢調査人口と平成27年国勢調査人口による人口減少率が0.23以上で、かつ、平成27年国政調査における高齢者比率が0.35以上であること。

(第3号)昭和50年国勢調査人口と平成27年国勢調査人口による人口減少率が0.23以上で、かつ、平成27年国政調査における若年者比率が0.11以下であること。

(第4号)平成2年国勢調査人口と平成27年国勢調査人口による人口減少率が0.21以上であること。

(2) 財政力に係る要件

合併後市町村の平成29年度から令和元年度の3箇年度の財政力指数の平均が0.64以下であること。

(3) 地方財政法施行令附則第3条第1項各号に掲げる売得金及び売上金に係る収益の額が40億円を超えるものを除くこと。

| 市町村名 (旧市町村名) | 人 口 | | | 28% 以上 | 21% 以上 | 35% 以上 | 11% 以下 | 0.64 以下 |
|-----------------|-------|-------|-------|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| | S50年 | H2 | H27年 | 減少率 (長期) S50-H27 /S50 | 減少率 (中期) H2-H27 /H2 | 高齢者 比率 H27年 65歳 以上 | 若年者 比率 H27年 15歳以上 30未満 | 財政力 指数 酒田市 (H29~R1 平均) |
| 酒田市 (旧八幡町) | 8,356 | 8,226 | 5,903 | 29.4 | 28.2 | 37.4 | 10.2 | 0.48 |
| 酒田市 (旧松山町) | 6,524 | 5,999 | 4,461 | 31.6 | 25.6 | 40.6 | 9.1 | 0.48 |
| 酒田市 (旧平田町) | 8,011 | 7,814 | 6,072 | 24.2 | 22.3 | 34.5 | 9.8 | 0.48 |

【法第41条第1項に基づく過疎市町村】(旧過疎法に基づく過疎市町村かつ、(1)、(2)、(3)の全てに該当)

(1) 人口に係る要件 (次の(第1号)から(第3号)までのいずれかに該当すること。)

(第1号)昭和35年国勢調査人口と平成27年国勢調査人口による人口減少率が0.40以上であること。

(第2号)昭和35年国勢調査人口と平成27年国勢調査人口による人口減少率が0.30以上で、かつ、平成27年国政調査における高齢者比率が0.35以上であること。

(第3号)昭和35年国勢調査人口と平成27年国勢調査人口による人口減少率が0.30以上で、かつ、平成27年国政調査における若年者比率が0.11以下であること。

(2) 財政力に係る要件

平成29年度から令和元年度の3箇年度の財政力指数の平均が0.51以下であること。

(3) 地方財政法施行令附則第3条第1項各号に掲げる売得金及び売上金に係る収益の額が40億円を超えるものを除くこと。

| 市町村名 | 人 口 | | 30%以上 | 35%以上 | 11%以下 | 0.51以下 |
|------|--------|--------|------------------------|------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| | S35年 | H27年 | 減少率 S35-H27 /S35 | 高齢者比率 H27年 65歳以上 | 若年者比率 H27年 15歳以上 30未満 | 財政力指数 (H29~R1 平均) |
| 庄内町 | 33,160 | 21,666 | 34.7 | 34.2 | 10.7 | 0.31 |

【法第 42 条に基づく過疎市町村】（旧過疎法に基づく全部過疎又はみなし過疎市町村かつ、
（1）、（2）、（3）の全てに該当（施行規則により規定））

（1）規模に係る要件

一部過疎区域の人口が 1/3 以上又は一部過疎区域の面積が 1/2 以上であること

（2）人口に係る要件

市町村の人口が長期（40 年間、55 年間）、中期（25 年間）いずれも減少していること

（3）財政力に係る要件

平成 29 年度から令和元年度の 3 箇年度の財政力指数の平均が 0.51 以下であること。

| 市町村名 (旧市町名) | 規 模 面積 (k m ²) | 人 口 | | | | 0.51 以下 |
|----------------|-------------------------------|---------|---------|---------|---------|-------------------------|
| | | S 35 年 | S 50 年 | H 2 年 | H27 年 | 財政力指数 (H29~R1 平均) |
| 鶴 岡 市 | 1311.49 | 167,810 | 150,348 | 150,840 | 129,652 | 0.42 |
| (旧鶴岡市) | 233.91 | 96,312 | 95,932 | 99,889 | 91,818 | |
| (旧藤島町) | 63.22 | 16,340 | 13,454 | 13,011 | 10,216 | |
| (旧羽黒町) | 109.61 | 13,156 | 10,593 | 10,298 | 8,529 | |
| (旧榑引町) | 80.18 | 10,505 | 8,545 | 8,722 | 7,244 | |
| (旧朝日村) | 569.17 | 11,115 | 7,386 | 6,570 | 4,295 | |
| (旧温海町) | 255.40 | 20,382 | 14,438 | 12,350 | 7,550 | |
| 旧過疎地域合計 | 887.79 | 47,837 | 35,278 | 31,931 | 22,061 | |
| 過疎地域の割合 | 67.7% | 28.5% | 23.5% | 21.2% | 17.0% | |